健康福祉子ども

1　健康づくりの推進　137

2　健康福祉サービス体制　140

3　社会保障制度　147

4　高齢者福祉　159

5　障がい者福祉　167

6　子ども育成　178

7　生活衛生　200

1　健康づくりの推進

現代社会においては、高齢化が進展する中での介護予防策の充実や、若い世代からの生活習慣病予防対策の推進、さらには医療費の伸びの適正化等の社会環境の変化に伴う課題への対応が求められている。

そこで、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと２１基本計画」を策定し、「全ての市民が生涯を通して、住みなれた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる」ことを基本理念に、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、小学校区を単位とした健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

（1）栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

	年度／項目	26	27	28	29	30
ア　食育の推進	子どもの食育推進ネットワーク全体研修会参加者延べ数（人）	404	388	172	201	181
イ　地区組織活動の支援	食生活改善推進員研修会（回）	58	58	46	52	53
	すこやか食生活改善講習会（回）	94	94	82	92	92
ウ　食生活改善推進員の養成	修　了　者（人）	85	70	54	73	72

（2）歯と口腔の健康づくりの推進

乳幼児期からのむし歯予防事業や高齢期の口腔ケアなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進を図る。また、８０２０（ハチマルニイマル）推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の口腔の健康づくり啓発に努める。

	年度／項目	26	27	28	29	30
ア　妊娠歯科健診受診状況	妊娠歯科健診受診率（％）	61.6	61.0	60.9	63.8	60.7
イ　３歳児のむし歯の状況	３歳児でむし歯のない者（％）	75.0	74.4	75.9	79.4	79.6
ウ　フッ化物洗口の実施状況	フッ化物洗口を実施する認可保育園・幼稚園等（％）	46.7	47.2	46.1	48.4	51.2
エ　８０２０推進員の育成	8020 推進員の育成（累計）（人）	771	828	863	912	991

（3）健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第 17 条第 1 項に基づき、健康手帳の交付及び健康教育・健康相談を実施している。

ア　健康手帳の交付

（単位　人）

年度／区分	26	27	28	29	30
手帳交付者	2,012	1,544	1,338	938	665

※ 40 歳以上の市民で希望する者に交付。

イ　健康教育

年度／区分	26	27	28	29	30
開催回数（回）	697	646	496	635	701
延　人　員（人）	12,848	11,561	7,473	7,544	8,674

※対象年齢：40 歳から 64 歳まで

ウ　健康相談

区分＼年度	26	27	28	29	30
開催回数（回）	590	546	436	372	427
延　人　員（人）	13,464	11,094	5,396	3,525	4,159

※対象年齢：40 歳から 64 歳まで

エ　訪問指導

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
実　人　員	222	160	535	211	363
延　人　員	242	199	570	248	456

※対象年齢：40 歳から 64 歳まで

（4）各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

受診率向上のための取組として、平成 30 年度は、胃がん検診における内視鏡検査を導入し、平成 31 年度からは 70 歳以上の方の自己負担金を無料化した。

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
健康増進法に基づく特定健康診査	785	751	545	760	1,129
肺　が　ん　検　診	22,443	22,679	20,000	21,233	21,142
胃　が　ん　検　診	9,904	9,477	8,658	8,952	8,926
大　腸　が　ん　検　診	22,194	22,512	18,108	19,763	21,817
乳　が　ん　検　診	14,183	11,491	9,287	10,199	13,282
子　宮　頸　が　ん　検　診	注 1）23,530	注 2）16,973	注 3）13,095	注 4）17,949	注 5）20,534

※がん検診は 40 歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は 40 歳以上の女性、子宮頸がん検診は 20 歳以上の女性としている。注 1)、注 2)、注 3)、注 4）及び注 5）には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ、3,606 人、3,571 人、2,602 人、2,654 人及び 3,284 人を含む。

（5）ＣＫＤ（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成２１年度から、熊本市医師会や腎臓専門医などの関係機関との協働により、ＣＫＤの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
新規人工透析者数	251	228	243	234	252

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

（6）結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成１９年４月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、ＢＣＧ予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア　健康診断

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
結核一般住民検診	15,608	16,227	14,634	15,627	15,817
ＢＣＧ接種（乳幼児）	6,899	6,871	6,732	6,468	6,681
管理検診	318	340	348	228	187
接触者検診	1,635	1,378	1,157	1,306	733

イ　患者管理

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
結核患者登録数	220	241	222	185	154
新登録患者数	98	125	85	82	76
結核患者訪問指導	431	356	244	147	235
新登録患者中の入院勧告患者数	47	50	32	20	32

（7）感染症対策事業（感染症対策課）

ア　エイズ相談及びＨＩＶ抗体検査

ＨＩＶ感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びＨＩＶ抗体検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・ＨＩＶ抗体検査の推移

（単位　件）

区分＼年度	26	27	28	29	30
相談	1,658	1,421	862	1,312	1,276
検査	1,571	1,375	828	1,271	1,255

イ　肝炎ウイルス検査

Ｂ型、Ｃ型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にＢ型、Ｃ型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、保健所検査及び医療機関委託検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

（単位　件）

区分＼年度		26	27	28	29	30
保健所	Ｂ型肝炎（ＨＢｓ抗原）検査	49	53	17	26	30
	Ｃ型肝炎（ＨＣＶ抗体）検査	48	53	17	27	30
医療機関	Ｂ型肝炎（ＨＢｓ抗原）検査	3,863	4,484	2,381	2,272	2,347
	Ｃ型肝炎（ＨＣＶ抗体）検査	3,910	4,505	2,388	2,266	2,355

（8）予防接種事業（感染症対策課）

予防接種の状況

（単位　件）

区分＼年度	26	27	28	29	30
四種混合	27,074	27,576	27,394	26,338	26,712
三種混合	—	—	—	—	—
二種混合	5,502	5,599	5,507	5,282	5,468
ポリオ（不活化ワクチン）	7,406	2,677	1,401	705	229
インフルエンザ	101,905	98,860	100,091	82,573	102,967
日本脳炎	30,245	26,147	38,408	34,090	40,129
麻しん風しん混合	13,394	13,359	12,888	13,421	13,156
子宮頸がん	103	83	68	109	267
ヒブ	28,340	27,478	27,053	26,238	26,501
小児用肺炎球菌	28,312	27,836	27,137	26,309	26,799
水痘	12,864	13,514	11,904	12,072	12,343
B型肝炎	—	—	11,056	20,017	19,765
成人用肺炎球菌	16,954	13,902	15,792	17,011	15,067

平成 24 年 11 月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。
（三種混合ワクチン販売中止により、平成 26 年度から四種混合と合わせて集計している。）
平成 25 年 4 月から、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌が法定接種となった。
平成 26 年 10 月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が法定接種となった。
平成 28 年 10 月から、B型肝炎の予防接種が法定接種となった。

2　健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

（1）救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を維持し、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア　初期救急医療業務（年末年始を除く）

①　休日夜間急患センター

＼	熊本市医師会熊本地域医療センター	休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）
診療科目	小児科・内科・外科	小児科・内科・外科・整形外科
診療時間	毎夜間（午後６時から翌午前８時まで） 休日昼間（午前８時から午後６時まで）	休日夜間（午後６時から翌午前０時まで）

②　在宅当番医制　（　）内は、１日あたり実施医療機関数

委託先	内容
熊本市医師会	診療科目 内科・外科（７）、小児科（１）、整形外科（１）、眼科（１）、耳鼻咽喉科（１）、産婦人科（１）
下益城郡医師会	富合・城南地区（１）
鹿本医師会	植木地区（１～２）

③　救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後６時から翌午前０時まで）及び休日（午前０時から翌午前０時まで）の救急調剤業務実施

④　休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後６時から翌午前０時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤　初期救急医療業務実績

区分＼年度			26	27	28	29	30
休日夜間急患センター	地域医療センター	小児科（人）	15,690	16,547	15,846	15,491	14,735
		内科（人）	9,873	9,764	10,747	10,950	10,629
		外科（人）	1,924	2,056	2,177	2,212	1,938
		計（人）	27,487	28,367	28,770	28,653	27,302
		二次医療搬送（再掲）	1,370	1,419	1,261	1,273	1,330
	熊本赤十字病院	患者総数（人）	5,173	5,145	4,970	5,005	4,788
在宅当番医制（人）			38,268	38,039	40,025	40,604	39,816
（実施医療機関延数）			(925)	(904)	(930)	(906)	(910)
救急調剤（件）			18,793	18,819	19,243	18,863	17,441
休日夜間歯科診療（人）			95	105	121	107	115
委託料（千円）			182,524	182,951	182,903	182,524	182,863

健福

イ　初期救急医療業務（年末年始）

開設期間１２月３０日（午前０時）から翌年１月４日（午前８時）まで

項目	内容
①休日夜間急患センター	・熊本市医師会熊本地域医療センター 診療科目　小児科・内科・外科
②在宅当番医制 （熊本市医師会委託）	診療科目　内科（５）、外科（３）、産婦人科（１）、耳鼻咽喉科（１）、眼科（１）、内科・外科のうち泌尿器科（１）、小児科（３）（泌尿器科・小児科は午前９時～午後５時） （　）内は、１日あたり実施医療機関数
③救急調剤 （熊本市薬剤師会委託）	熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施
④休日夜間歯科診療業務 （熊本市歯科医師会委託）	在宅当番医制により、一日あたり歯科（２）で歯科救急診療業務実施

⑤　年末年始診療実績

区分＼年度		26	27	28	29	30
診療実日数（日）		5	5	5	5	5
急患センター	小児科（人）	891	570	598	787	802
	内科（人）	1,078	503	779	873	981
	外科（人）	90	81	99	74	104
在宅当番医（人）		8,008	4,207	5,839	7,105	6,726
救急調剤（件）		2,027	1,068	1,394	1,614	1,841
歯科在宅当番医（人）		486	340	448	485	428
委託料（千円）		19,145	18,936	18,550	18,178	17,431

ウ　二次救急業務一病院輪番制（通年）

休日昼間（午前８時から午後６時まで）及び毎夜間（午後６時から翌午前８時まで）の重症患者の診療業務を５病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市民病院（平成２８年５月から令和元年１０月まで輪番制休止））の輪番制により実施。

（2）医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成１５年１１月４日

相談対応体制：専任相談員３名（看護師）・医療監視員（兼務）

・相談受付件数

（単位　件）

相談区分＼年度	26	27	28	29	30	調査確認等実施件数（再掲）
相談・問合せ	1,274	1,716	1,376	1,216	1,300	10
苦情相談	524	383	392	271	224	47
その他	95	－	－	－	－	－
合計	1,893	2,099	1,768	1,487	1,524	57

（3）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成１５年７月３０日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の３本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等７団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

・設置年月日（再編）　　平成１６年４月１日

・熊本市の移動採血車による４００ｍｌ献血者数

（単位　人）

項目＼年度	26	27	28	29	30
目標者数	14,677	14,308	13,442	12,484	12,094
献血者数	11,680	11,653	9,931	10,481	10,610

（4）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア　社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成８年４月１日より設置した。

（審議会の構成）

区　分	内　容
全体会	調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。
身体障害者福祉専門分科会	身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。 【審査部会】 ・身体障害者福祉専門分科会審査部会（身体障害者手帳の認定にあたり、障害の程度等に関して疑義が生じたものについて審査を行う。） ・熊本市社会福祉審議会障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・熊本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢介護福祉施設及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・児童福祉専門分科会審査部会（児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。） ・熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会

イ　地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ　在宅福祉センター

住民の福祉活動及び交流活動を推進するため、貸し館や福祉相談等を行う。

名　称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター
所在地	南区日吉１丁目４番 15 号	東区健軍本町 31 番 20 号
設置主体	熊本市	熊本市
運営主体	熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター 管理運営共同企業体
開設年月日	平成５年４月 20 日	平成６年５月 22 日
開館時間	９時～ 17 時（一部 22 時迄）	９時～ 17 時（一部 22 時迄）
主な設備	休養室　談話室　和室	休養室　談話室　和室
	多目的ホール　相談室	多目的ホール　相談室

（５）民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア　地区別民生委員・児童委員数（定数１，４５２人、現員１，３７８人）

（平 31.4.1 現在）

性別（人）＼地区	中央区	東　区	西　区	南　区	北　区	計
男	64	67	46	61	75	313
女	323	239	161	176	166	1,065
計	387	306	207	237	241	1,378

（主任児童委員 147 名を含む）

イ　民生委員・児童委員推薦制度

①　熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員１０人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

｛校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、
校区ＰＴＡ代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、
前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表｝

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第８条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は３年）

②　熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、５名）

ウ　運営費補助金等（平成３０年度分）

・熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金　年額　７,５８７千円
・熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金　年額　９,６２０千円（１３０千円×７４団体）
・民生委員活動費（費用弁償）　年額　１１０千円／人
・民生委員活動費（費用弁償会長加算分）　年額　１１,８４０円／人

（6）社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢福祉課）

ア　主な福祉団体

名　　称	代表者	所　在　地	設　置　目　的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	潮谷　愛一	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室３Ｆ	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター	西島　喜義	南区平成１丁目10－８ 熊本市健康センター 平成分室２Ｆ	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ　その他の福祉関係団体（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢福祉課・障がい保健福祉課）

名　　称	代表者	所　在　地	設　置　目　的
熊本市民生委員児童委員 協議会	野口　勲	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室３Ｆ	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉 連合会	紫垣智津子	東区錦ヶ丘34番23号 母子・父子休養ホーム しらゆり内	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	池永　憲貞	北区清水本町16-10 熊本市健康センター 清水分室１Ｆ	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	佐藤　友一	中央区紺屋町２丁目８番１号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島　郁夫	中央区水前寺６丁目18番１号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る

熊本市原爆被害者の会	長曾我部久	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター新町分室	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本市地区保護司会	吉田　精華	中央区大江３丁目１番53号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等 対策協議会	三浦　一水	中央区城東町４番２号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本ＢＢＳ会	河内田晃子	中央区大江３丁目１番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤　正行	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室３Ｆ	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	大西　一史	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室３Ｆ	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	川村　隼秋	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室２Ｆ	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	多門　文雄	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室２Ｆ	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設 連合会	甲斐　國英	東区渡鹿８丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	江藤　美信	中央区新町２丁目４番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

（7）指導監査事業（指導監査課）

ア　社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

社会福祉法人数	平成３０年度 指導監査 実施法人数
178	67

			社会福祉施設数	平成３０年度 実施施設数
児童福祉施設	保育所	公立	19	19
		私立	100	100
		計	119	119
	幼保連携型認定こども園		64	64
	母子生活支援施設		2	2
	乳児院・児童養護施設		6	6
	障がい児施設		7	7
	児童厚生施設	公立	11	11
		私立	2	2
		計	13	13
	小　計		211	211
老人福祉施設	特別養護老人ホーム		51	51
	養護老人ホーム		7	7
	軽費老人ホーム（A 型、ケアハウス）		18	18
	小　計		76	76
障害者支援施設			14	14
社会事業授産施設			1	1
保護施設（救護施設）			1	1
合　計			303	303

イ　介護老人保健施設の実地指導

介護老人保健施設の実地指導を実施し、施設の適正な運営を確保する。

平成３０年度　介護老人保健施設　３０施設　うち実施数　１０施設

（8）社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・介護保険課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

（平成３１年度当初予算）　　１,０２７,７００千円

（平成３０年度予算繰越）　　４１７,５５１千円

（平成３１年度対象施設数）　老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計１５カ所

（9）福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課）

ア　目　　的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

イ　業務の内容

・福祉の総合相談に関すること

・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）

・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ　職員の配置（平３１．４．１現在）

各区役所福祉課福祉相談班職員

家庭・女性相談員　７人

エ　利用状況（平成３０年度実績）

・福祉の総合相談

福祉一般に関する総合相談　　９６９件

・女性のための相談

（単位　件）

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	541	経済関係	生活困窮	70
	薬物中毒・酒乱	1		サラ金・借金	8
	離婚問題	194		求職	24
	その他	38		その他	70
子ども	養育困難	0	住居問題		70
	その他子どもの問題	102	医療関係	病気	9
親族	親の暴力	79		精神的問題	19
	その他親族の問題	41		妊娠・出産	9
人間関係	男女問題	5		その他	6
	家庭不和	9	その他		5
	その他	55	合計		1,355

・子どものための相談

（単位　件）

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
57	21	31	0	15	751	54	929

3　社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成１２年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

（1）介護保険（平成１２年度事業開始）（介護保険課）

ア　対象者

（平 31.3.31 現在）

第 1 号被保険者数	65 歳以上 75 歳未満	93,195 人
	75 歳以上	95,207 人
	合　　計	188,402 人
第 1 号被保険者のいる世帯数		135,276 世帯
40 歳以上 65 歳未満者数		241,191 人

イ　要介護（要支援）認定

①　介護認定審査会　　委　　員　　２５９名

（構　成）・医療関係者　　１０４名

・保健関係者　　５１名

・福祉関係者　　１０４名

②　審査件数　２９,９７４件（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

③　要介護（支援）認定の状況

（平 31.3.31 現在）（単位　人）

区　分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合　計
第 1 号被保険者	7,044	5,857	9,781	6,325	4,441	4,300	3,322	41,070
65 歳以上 75 歳未満	871	724	1,036	678	428	390	365	4,492
75 歳以上	6,173	5,133	8,745	5,647	4,013	3,910	2,957	36,578
第 2 号被保険者	88	100	203	164	90	72	96	813
合　　計	7,132	5,957	9,984	6,489	4,531	4,372	3,418	41,883

ウ　介護サービス利用の状況

①　居宅介護（支援）サービス受給者

（平 31.3.31 現在）（単位　人）

区　分	要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合　計
第 1 号被保険者	2,454	2,905	0	7,778	5,064	2,912	1,999	1,258	24,370
第 2 号被保険者	26	44	0	161	136	73	47	49	536
合　　計	2,480	2,949	0	7,939	5,200	2,985	2,046	1,307	24,906

② 地域密着型サービス受給者

（平 31.3.31 現在）（単位　人）

区　分	要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合　計
第 1 号被保険者	38	54	0	1,577	1,232	1,069	861	656	5,487
第 2 号被保険者	0	1	0	31	32	15	9	11	99
合　計	38	55	0	1,608	1,264	1,084	870	667	5,586

③ 施設サービス受給者

（平 31.3.31 現在）（単位　人）

区　分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合　計
第 1 号被保険者	1,888	1,935	438	33	4,294
第 2 号被保険者	13	24	3	1	41
合　計	1,901	1,959	441	34	4,335

エ 保険料

① 第 7 期（2018 年度～ 2020 年度）保険料段階

段階	対象者			料率	保険料月額	保険料年額
第 1 段階	生活保護の受給者			0.45 (0.375)	3,042 円 (2,535 円)	36,504 円 (30,420 円)
	老齢福祉年金（※ 1）の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合					
	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入額（※ 2）」と「合計所得金額（※ 3）－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額（※ 4）」の合計が 80 万円以下の場合			
第 2 段階			本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の場合	0.625 (0.5)	4,225 円 (3,380 円)	50,700 円 (40,560 円)
第 3 段階			本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 120 万円を超える場合	0.75 (0.725)	5,070 円 (4,901 円)	60,840 円 (58,812 円)
第 4 段階		世帯課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円以下の場合	0.875	5,915 円	70,980 円
第 5 段階 (基準段階)			本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が 80 万円を超える場合	1	6,760 円	81,120 円
第 6 段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	120 万円未満の場合	1.2	8,112 円	97,344 円
第 7 段階			120 万円以上 200 万円未満の場合	1.3	8,788 円	105,456 円
第 8 段階			200 万円以上 300 万円未満の場合	1.5	10,140 円	121,680 円
第 9 段階			300 万円以上 400 万円未満の場合	1.7	11,492 円	137,904 円
第 10 段階			400 万円以上 500 万円未満の場合	1.8	12,168 円	146,016 円
第 11 段階			500 万円以上 600 万円未満の場合	1.9	12,844 円	154,128 円
第 12 段階			600 万円以上 700 万円未満の場合	2	13,520 円	162,240 円
第 13 段階			700 万円以上の場合	2.1	14,196 円	170,352 円

令和元年（2019 年）10 月からの消費税増税に伴い、第 1 ～第 3 段階の保険料が軽減される。[上表（）書き内]

（※ 1）老齢福祉年金：明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金。

（※ 2）公的年金等収入額:前年の税法上課税対象となる公的年金等（国民年金､厚生年金など）の収入。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれない。

（※ 3）合計所得金額：収入からその収入を得るために直接要した必要経費を差し引いた額。例えば年金収入のみの方であれば、年金収入から必要経費に代わるものとして公的年金等控除額を差し引いた額。（扶養控除や医療費控除、社会保険料控除、基礎控除などの所得控除前の額。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除前の額。なお、合計所得金額が 0 を下回った場合には 0 とみなす。）

（※ 4）公的年金等所得金額：公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた所得金額。

② 保険料賦課収納の状況

（平 31.4.1 現在）

区分＼年度		26	27	28	29	30
現年度分	保険料賦課額（円）	10,161,189,567	11,404,152,545	10,451,147,441	11,215,188,639	14,671,519,421
	保険料収納額（円）	9,947,101,467	11,163,398,316	10,254,884,249	11,010,306,518	14,444,227,809
	収　納　率（%）	97.89	97.89	98.12	98.17	98.45
過年度分	保険料賦課額（円）	492,948,802	518,803,086	564,169,192	517,381,308	513,840,734
	保険料収納額（円）	73,632,765	81,268,321	104,609,078	78,484,914	75,710,253
	収　納　率（%）	14.94	15.66	18.54	15.17	14.73
計	保険料賦課額（円）	10,654,138,369	11,922,955,631	11,015,316,633	11,732,569,947	15,185,360,155
	保険料収納額（円）	10,020,734,232	11,244,666,637	10,359,493,327	11,088,791,432	14,519,938,062
	収　納　率（%）	94.05	94.31	94.05	94.51	95.62

オ 事業者

① 在宅介護サービス事業者

（平 31.3.31 現在）

介護サービス事業所数	毎年・10 月 1 日（平成 12 年開始）	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び利用者の状況等のサービス供給に関する事項 居宅サービス事業所 ・訪問介護　265 事業所　・訪問入浴　5 事業所 ・訪問看護　801 事業所　・訪問リハ　646 事業所 ・居宅療養管理指導　1,308 事業所　・通所介護　147 事業所 ・通所リハ　964 事業所　・夜間対応型訪問介護　0 事業所 ・認知症通所介護　39 事業所　・福祉用具貸与　59 事業所 ・特定福祉用具販売　58 事業所　・居宅介護支援　269 事業所 ・認知症ＧＨ　73 事業所　・短期入所生活　46 事業所 ・短期入所療養　58 事業所　・小規模多機能　53 事業所 ・特定施設　34 事業所　・地域密着型特定施設　2 事業所 ・看護小規模多機能　8 事業所　・定期巡回・随時対応型　2 事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設事業所　17 事業所 ・地域密着型通所介護　156 事業所

② 施設サービス事業者

（平 31.3.31 現在）

介護保険施設	施設数	床数
① 介護老人福祉施設	34	1,904
② 介護老人保健施設	29	2,168
③ 介護療養型医療施設	19	663
④ 介護医療院	2	71

カ　介護（予防）給付費

（単位　円）

区分＼年度		26	27	28	29	30
居宅サービス	訪問通所系	19,747,708,078	20,453,235,047	18,961,812,379	20,239,089,223	20,820,412,254
	短期入所系	1,373,949,212	1,359,273,840	1,426,037,916	1,423,384,567	1,547,639,944
	その他	5,879,400,913	6,264,695,304	6,665,351,625	7,072,279,248	7,771,997,353
	福祉用具購入	95,960,017	105,070,923	104,821,625	106,359,366	110,641,482
	住宅改修	285,653,443	291,508,547	211,316,913	263,754,830	258,112,461
	小計	27,382,671,663	28,473,783,661	27,369,340,458	29,104,867,234	30,508,803,494
施設サービス	介護老人福祉施設	5,448,580,425	5,452,643,604	5,478,259,017	5,745,833,730	6,306,718,796
	介護老人保健施設	6,322,148,377	6,308,606,498	6,492,323,588	6,463,446,247	6,887,851,641
	介護療養型医療施設	3,255,578,151	3,127,407,105	2,937,016,324	2,439,486,180	2,166,609,071
	介護医療院	-	-	-	-	50,622,808
	小計	15,026,306,953	14,888,657,207	14,907,598,929	14,648,766,157	15,411,802,316
地域密着型サービス		6,037,684,620	6,477,353,075	9,091,075,655	9,915,631,508	10,940,404,420
計		48,446,663,236	49,839,793,943	51,368,015,042	53,669,264,899	56,861,010,230
高額介護サービス費		991,521,027	1,089,681,869	1,129,563,319	1,108,033,456	1,334,440,197
高額医療合算介護サービス費		118,013,073	134,503,733	92,375,178	172,436,051	53,603,809
審査支払手数料		66,459,197	67,503,177	55,466,143	71,748,460	67,606,980
特定入所者介護サービス費		1,631,821,657	1,685,222,064	1,608,201,048	1,521,848,121	1,516,100,291
合計		51,254,478,190	52,816,704,786	54,253,620,730	56,546,330,987	59,832,761,507

キ　地域密着型サービス（平成１８年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備　考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせて、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対　象 要介護１以上
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対　象 要介護１以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせてサービスの提供を行う。	対　象 要介護１以上
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模なデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	対　象 要介護１以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	予防有
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の状態にある要介護者等に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対　象 要支援２以上
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。	対　象 要介護３以上
地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム等で、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練及び療養上の支援を行う	対　象 要介護１以上

ク　地域支援事業（平成１８年度より実施）

①　介護予防・生活支援サービス事業（平成２９年度より実施）

事業の種類	事業の内容
介護予防訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
生活援助型訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助を行う。
介護予防通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行う。
運動型通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで機能訓練を日帰りで行う。（１日あたり３時間未満）
地域支え合い型訪問サービス	利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。（令和元年度より実施）
地域支え合い型移動支援サービス	利用対象者が通院や買物等をする場合における住民主体による送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎（令和元年度より実施）
地域支え合い型通所サービス	住民主体による利用対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場の運営及び送迎（令和元年度より実施）

②　一般介護予防事業

事業の種類	事業の内容
介護予防把握事業	相談窓口等で閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組や自立支援に向けたケアマネジメントを推進するために、住民主体の介護予防活動の場等にリハビリテーション専門職を派遣する。

③　包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センター運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

④　任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者が真に必要とする過不足のないサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家族介護支援事業	要介護高齢者を在宅で介護する家族等を対象とし、介護に必要な紙おむつ等を支給するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

（2）国民健康保険（昭和３４年７月１日事業開始）（国保年金課）

ア　世帯数及び被保険者数

（各年度３月 31 日現在）

区分＼年度	26	27	28	29	30
総世帯数	328,601	332,089	333,282	336,979	340,265
被保険者世帯数	108,698	106,314	104,258	101,382	98,639
加入率（%）	33.08	32.01	31.28	30.09	28.99
総人口	732,569	732,780	730,708	731,339	731,044
被保険者数	184,063	177,588	171,937	164,539	157,783
加入率（%）	25.13	24.23	23.53	22.50	21.58

イ　保険料賦課徴収状況

区分＼年度		28			29			30		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額（円）	10,957,065,252	1,239,901,425	3,150,562,699	11,082,458,228	1,233,231,586	3,195,274,601	11,717,764,095	1,249,586,925	3,275,374,084
	収入済額（円）	9,605,664,144	1,066,889,941	2,772,660,243	9,868,967,125	1,073,873,161	2,854,522,489	10,546,730,227	1,100,276,396	2,953,456,748
	収納率（%）	87.67	86.05	88.01	89.05	87.08	89.34	90.01	88.05	90.17
過年度分	調定額（円）	4,261,791,878	575,943,750	1,025,267,442	3,980,654,100	536,207,779	1,004,001,080	3,745,399,439	505,484,052	980,642,125
	収入済額（円）	474,569,735	66,891,765	115,124,252	524,219,845	71,586,633	131,878,436	553,295,675	73,923,338	146,065,880
	収納率（%）	11.14	11.61	11.23	13.17	13.35	13.14	14.77	14.62	14.89
計	調定額（円）	15,218,857,130	1,815,845,175	4,175,830,141	15,063,112,328	1,769,439,365	4,199,275,681	15,463,163,534	1,755,070,977	4,256,016,209
	収入済額（円）	10,080,233,879	1,133,781,706	2,887,784,495	10,393,186,970	1,145,459,794	2,986,400,925	11,100,025,902	1,174,199,734	3,099,522,628
	収納率（%）	66.24	62.44	69.15	69.00	64.74	71.12	71.78	66.90	72.83
賦課期日		4月1日			4月1日			4月1日		
徴収回数		10			10			10		
保険料額※	1人当り（円）	88,514	31,256	24,287	91,547	32,254	25,522	98,003	33,684	26,974
	1世帯当り 最高（円）	540,000	160,000	190,000	540,000	160,000	190,000	580,000	160,000	190,000
	1世帯当り 最低（円）	15,420	4,230	4,260	15,420	4,230	4,260	18,210	4,620	4,980
	1世帯当り 平均（円）	145,973	38,196	40,053	148,578	39,112	41,420	156,765	40,572	43,147
保険料率※	所得割（%）	9.3	2.2	2.6	9.3	2.2	2.6	8.34	2.04	2.27
	均等割（円）	28,800	14,100	8,100	28,800	14,100	8,100	35,100	15,400	9,600
	平等割（円）	22,600	-	6,100	22,600	-	6,100	25,600	-	7,000
算定割	所得割（%）	59.41	57.91	60.76	59.78	58.64	61.20	54.93	56.28	55.82
	均等割（%）	28.15	42.09	27.55	27.75	41.36	27.11	31.63	43.72	31.00
	平等割（%）	12.45	-	11.69	12.47	-	11.69	13.44	-	13.17
財政状況	歳入（円）	96,107,976,037			97,504,034,976			80,675,203,709		
	歳出（円）	100,327,270,182			99,891,696,007			83,149,959,866		
	単年度収支額（円）	△ 152,761,923			1,831,633,114			△ 87,095,126		
	累積収支額（円）	△ 4,219,294,145			△ 2,387,661,031			△ 2,474,756,157		

ウ　給付状況

区分＼年度		26	27	28	29	30
給付割合	一般被保険者（割）	7	7	7	7	7
	70 歳以上一般（割）	8	8	8	8	8
	70 歳以上現役並（割）	7	7	7	7	7
	未就学児（割）	8	8	8	8	8
療養諸費	件　数	2,844,866	2,819,586	2,805,414	2,807,153	2,645,632
	費　用（円）	65,031,445,396	66,075,861,141	65,957,620,328	66,022,229,440	63,744,212,912
出産育児一時金	件　数	1,015	946	826	834	693
	費　用（円）	424,192,000	396,492,000	346,851,622	351,194,248	293,052,600
	1 件当たり給付額（円）	420,000（産科医療補償制度未加入：390,000 ※ H27.1 月以降 404,000）	420,000（産科医療補償制度未加入：404,000）	420,000（産科医療補償制度未加入：404,000）	420,000（産科医療補償制度未加入：404,000）	420,000（産科医療補償制度未加入：404,000）
葬祭費	件　数	838	847	872	869	791
	費　用（円）	16,760,000	16,940,000	17,440,000	17,380,000	15,820,000
	1 件当たり給付額（円）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給付費合計	件　数	2,846,719	2,821,379	2,807,111	2,808,857	2,647,116
	費　用（円）	65,090,624,596	66,489,293,141	66,321,483,770	66,389,317,440	64,053,085,512
あんま施術はりきゅう	件　数	32,847	31,030	28,533	28,197	25,897
	費　用（円）	32,847,000	31,030,000	28,533,000	28,197,000	25,897,000
	1 件当たり給付額（円）	1 回　1,000 –	1 回　1,000 –	1 回　1,000 –	1 回　1,000 –	1 回　1,000 –

エ　診療費・諸率

区分＼年度	26	27	28	29	30
受　診　率（%）	1,047.90	1,067.78	1,090.82	1,135.02	1,117.72
1 件当たり　日数	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
1 件当たり費用額（円）	27,459	27,857	28,353	28,341	29,335
1 人当たり費用額（円）	287,745	297,447	309,283	321,680	327,883
1 人当たり受診日数	23	23	23	24	23
1 日当たり費用額（円）	12,517	12,846	13,199	13,434	14,111

オ　収納率向上対策

・保険料督促及び催告業務による未納対策
・滞納処分の拡大・強化
・民間委託による収納業務及びコールセンターの運営
・分割納付の進行管理の徹底
・納付相談機会の拡充
・口座振替の推進（ペイジー口座振替受付サービス・Ｗｅｂ口座振替受付サービスの実施）
・コンビニエンスストア収納業務委託
・資格適正化の強化
・スマホ決済（ＰａｙＢ）の導入

（3）後期高齢者医療制度（平成２０年４月１日より広域連合にて実施）

ア　対　象　者

・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する７５歳以上の者

・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する６５歳以上７５歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記１～４参照）

１．身体障害者手帳１級、２級、３級及び４級の一部

※４級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが記入されている者。

・音声、言語機能の著しい障がい　・両下肢のすべての指を欠く

・一下肢の下腿１／２以上を欠く　・一下肢の機能の著しい障がい

２．療育手帳Ａ１、Ａ２

３．国民年金などの障害年金１級、２級

４．精神障害者保健福祉手帳１級、２級

イ　後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分＼年度		28		29		30	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調定額（円）	3,121,391,200	2,373,949,300	2,985,573,300	3,004,545,400	3,337,773,400	3,297,065,900
	収入済額（円）	3,121,391,200	2,328,064,390	2,985,573,300	2,952,069,109	3,337,773,400	3,243,728,447
	収納率（%）	100	98.07	100	98.25	100	98.38
過年度分	調定額（円）	－	128,036,674	－	106,632,290	－	102,537,523
	収入済額（円）	－	44,547,879	－	30,293,997	－	34,079,881
	収納率（%）	－	34.79	－	28.41	－	33.24
計	調定額（円）	3,121,391,200	2,501,985,974	2,985,573,300	3,111,177,690	3,337,773,400	3,399,603,423
	収入済額（円）	3,121,391,200	2,372,612,269	2,985,573,300	2,982,363,106	3,337,773,400	3,277,808,328
	収納率（%）	100	94.83	100	95.86	100	96.42

（4）国民年金（昭和３４年１１月１日施行）（国保年金課）

ア　拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）（単位　人／千円）

区分＼年度		26	27	28	29	30
被保険者	第１号被保険者	107,073	102,525	98,793	93,515	90,979
	任意加入被保険者	1,436	1,355	1,268	1,125	1,089
	第３号被保険者	51,652	50,460	49,106	48,092	46,674
	合　計	160,161	154,340	149,167	142,732	138,742
免除者保険料	法定免除	10,123	10,021	9,807	9,654	9,527
	申請免除	25,386	22,303	20,761	19,482	18,765
	納付猶予	3,480	2,971	3,456	3,538	3,679
	学生納付特例	12,874	12,394	12,191	12,196	12,302
	合　計	51,863	47,689	46,215	44,870	44,273
免除率（%）		48.4	46.5	46.8	48.0	48.7

イ　年金受給者及び支給年金額

（各年度末現在）（単位　千円）

区分＼年度	28		29		30	
	受給者	年　金　額	受給者	年　金　額	受給者	年　金　額
老齢福祉年金	3	1,199	1	400	0	0
老齢年金	4,158	2,049,541	3,515	1,738,962	2,894	1,431,427
通算老齢年金	3,464	837,451	3,029	738,834	2,580	636,680
老齢基礎年金	160,391	106,263,736	168,030	110,240,671	172,697	113,257,410
障害年金	305	266,209	288	251,520	258	225,607
障害基礎年金	13,783	11,942,427	14,069	12,160,573	14,376	12,392,100
母子・遺児年金	0	0	0	0	0	0
遺族基礎年金	1,389	1,066,746	1,367	1,054,170	1,337	1,034,342
寡婦年金	73	33,365	74	33,732	78	35,014
計	183,566	122,460,674	190,373	126,218,862	194,220	129,012,580

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ　国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

・市政だより

・市電・バス内ポスター掲示

・ラジオ広報（ＦＭ熊本・熊本シティエフエム）

（5）生活保護（中央区・東区・西区・南区・北区保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア　保護状況

区分＼年度		26	27	28	29	30
生活扶助	世帯	10,716	10,739	10,800	11,171	11,046
	人員	14,888	14,682	14,538	14,708	14,261
	金額（千円）	8,857,100	8,530,105	8,316,042	7,786,092	7,375,375
住宅扶助	世帯	9,217	9,314	9,357	10,327	10,334
	人員	12,231	12,173	12,210	13,709	13,463
	金額（千円）	3,688,943	3,741,612	3,683,665	3,497,959	3,504,311
教育扶助	世帯	764	740	679	633	574
	人員	1,176	1,139	1,073	1,000	885
	金額（千円）	161,677	155,910	145,285	137,065	109,933
医療扶助	世帯	10,665	10,797	10,536	10,246	10,214
	人員	13,331	13,344	12,901	12,265	12,064
	金額（千円）	14,173,869	14,668,304	13,520,351	13,919,804	13,677,896
介護扶助	世帯	2,275	2,419	2,473	2,492	2,463
	人員	2,354	2,505	2,548	2,523	2,470
	金額（千円）	469,264	475,788	481,367	504,320	503,963
出産扶助	世帯	0.4	0.4	0	1	0.3
	人員	0.4	0.4	0	1	0.3
	金額（千円）	1,336	1,231	1,985	854	250
生業扶助	世帯	364	366	358	335	302
	人員	843	844	727	366	333
	金額（千円）	75,370	75,822	72,986	68,723	54,419
葬祭扶助	世帯	19	19	19	25	23
	人員	20	20	19	25	23
	金額（千円）	71,182	73,789	66,281	58,855	53,665
保護施設事務費（千円）		281,674	276,709	311,875	311,670	337,370
就労自立給付金（千円）		1,995	5,490	5,431	5,162	5,279
進学準備給付金（千円）※		-	-	-	-	11,300
実数	世帯	12,451	12,642	12,506	12,116	11,947
	人員	16,977	17,020	16,607	15,883	15,388
	金額（千円）	27,782,409	28,004,759	26,605,268	26,290,504	25,633,761

（注）　世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。　　※進学準備給付金…平成 30 年度から施行

イ　保護率の推移（年度平均）

区分＼年度	26	27	28	29	30
	‰	‰	‰	‰	‰
市	23.00	23.08	22.38	21.47	20.80
県	15.00	15.11	14.82	14.38	14.10

※県の保護率は熊本市分を含む熊本県全体の値。

ウ　保護措置状況

区分＼年度	26	27	28	29	30
申請件数	2,158	2,198	2,132	1,925	2,087
開始件数	1,923	1,918	1,822	1,707	1,846
却下・取下件数	252	278	292	277	297
廃止件数	1,593	1,819	2,276	1,932	1,888

エ　世帯の労働力類型別被保護世帯

（平成 30 年度月平均）

就業別	世帯数	構成比
世帯主が働いてる世帯	1,405	11.8
常用勤労者	1,125	9.5
日雇労務者	172	1.4
内職者	17	0.1
その他の就業者	92	0.8
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	263	2.2
働いている者のいない世帯	10,231	86.0
合計	11,899	100.0

※保護停止世帯を除く

オ　保護施設

（平 31.3.31 現在）

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	松尾　歩	春日 5 丁目 17-36	昭 35.12	60	65
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	木村　哲也	上熊本 2 丁目 11-24	昭 27.4	87	0

健福

（6）生活困窮者自立支援制度（保護管理援護課）

平成 27 年 4 月からの生活困窮者自立支援事業施行開始に伴い、本市では、福祉事務所設置自治体の必須事業である「自立相談支援事業」及び「住居確保に係る給付金の支給」はもとより、家計の収支を評価し、債務整理への手続支援や貸付の斡旋を行う「家計改善支援事業」、一定の住居を持たない生活困窮者に対して有期で宿泊場所・衣食の提供を行う「一時生活支援事業」、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための訓練を行う「就労準備支援事業」、親から子への「貧困の連鎖」防止のため、生活保護世帯の中学生の高校進学及び高校中退防止に向けた支援を行う「学習支援事業」の任意事業についても実施している。

ア　自立相談支援事業（必須事業）（委託先：社会福祉法人　熊本市社会福祉協議会）

※ H29 ～　ホームレス巡回相談も含めて委託。

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	新規支援者数（実数） ※相談のみも含む。	新規就労者数（実数） ※プラン作成者以外も含む。	自立による 支援終結者数（実数） ※継続支援者を含む。
27	3,131 件	718 人 （うち要支援者 250 人）	59 人	45 人
28	2,900 件	494 人 （うち要支援者 131 人）	11 人	49 人
29	3,011 件	441 人 （うち要支援者 203 人）	52 人	76 人
30	2,597 件	484 人 （うち要支援者 194 人）	62 人	84 人

※要支援者：支援プランの作成者及び他の関係機関へのつなぎ支援を行った方。

イ　家計改善支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人　熊本市社会福祉協議会）

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	支援決定者数（実数）	プラン作成件数
27	545 件	32 名	未集計
28	1,077 件	21 名	30 件
29	1,818 件	29 名	41 件
30	1,234 件	26 名	35 件

※ア　自立相談支援事業と一体的に実施。　※ H27 年度は家計相談支援事業としての実績未集計。

※ H30 年 10 月の法改正により、家計相談支援事業から家計改善支援事業へ名称変更。

ウ　一時生活支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人　グリーンコープ）

年度	入所者数（実数）	入所日数（延べ）	就労者数（実数）
27	24 名	1,260 日	7 名
28	10 名	402 日	3 名
29	25 名	1,135 日	16 名
30	18 名	980 日	11 名

※各年度 3 月末時点で入居中であった者については 3 月末までの利用日数を計上。

エ　就労準備支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人　おーさぁ）

年度	利用者数（実数）	就労者数（実数）	就　労　率
27	35 名	28 名	80%
28	22 名	15 名	68%
29	28 名	14 名	50%
30	34 名	29 名	85%

オ　子どもの学習支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人　ワーカーズコープ）

年度	中 1	中 3	中 3	参加者　計	中 3 のうち 高校進学者数	進学率
27	―	18 名	22 名	40 名	22 名	100%
28	―	10 名	18 名	28 名	18 名	100%
29	―	11 名	28 名	39 名	28 名	100%
30	8 名	15 名	20 名	43 名	20 名	100%

※ H30 年度からは中学 1 年生まで対象学年を拡充して実施。

※ H31 年度からは委託先が株式会社トライグループ

4　高齢者福祉（高齢福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、平成３０年１０月１日現在で２５．４９％となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会を目指している。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

（1）高齢者人口の推移

（各年度 10 月 1 日現在推計）

区分＼年度	26	27	28	29	30
65 歳 ～ 69 歳	47,239	50,791	54,331	53,283	51,372
70 歳 以 上	123,532	124,950	125,755	130,474	135,619
計	170,771	175,741	180,086	183,757	186,991
全人口に対する割合（%）	23.24	23.92	24.55	25.04	25.49

（2）高齢者団体支援

ア　高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目　　的　　臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

事 業 内 容　　原則として６０歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。

設立年月日　　昭和６３年２月１日認可

実 施 主 体　　公益社団法人熊本市シルバー人材センター

登 録 人 員　　２，２７７人（平成３１年３月３１日現在）

就業実人員　　１，６６０人（平成３０年度）

平成30年度予算　　４０，８００千円

イ　老人クラブ助成状況

区　分	内　　容
①老人クラブ活動助成金	助成基準　　おおむね３０人以上が登録し、９カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは６カ月以上） 助 成 金　　月額　４，０００円
②健康増進助成金	金額　１クラブ当たり　年額　５，０００円
③老人クラブ結成助成金	金額　１クラブ当たり　　２０，０００円

助成実績

区分＼年度	26	27	28	29	30
老人クラブ助成対象数	536	535	533	529	526
会　　員　　数	27,567	26,129	25,725	24,605	23,837
助成金支出額（円）	28,324,000	28,431,000	28,325,000	28,045,000	27,878,000

（3）熊本市優待証（さくらカード）交付（健康福祉政策課・高齢福祉課・障がい保健福祉課）

（平成８年１０月１日開始）

目　　的　高齢者・障がい者の社会参加に寄与する。

対 象 者　・７０歳以上の人
・身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（Ａ１・Ａ２・Ｂ１）、精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の所持者

事業内容　バス（産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけＩＣカードとの併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。

平成３１年３月末交付者数　７９,９１０人

（4）敬老祝品（平成１０年４月１日開始）

目　　的　高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

対 象 者　次に掲げる者であって、本市に居住している者。
当該年度に１００歳の誕生日を迎える者。（平成３０年度実績　２０７人、1,１９１千円）
当該年度の市内最高齢者　男女３名　（平成３０年度実績　３４千円）

（5）高齢者の健康支援施設管理運営

ア　介護予防事業推進のための施設

目　　的　健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。

事業概要
- 健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援　学習講座、体操教室 等
- 介護知識、介護方法等の普及　各種相談事業、講演会、実習講座
- ボランティア活動の推進　介護ボランティア教室、点字・手話教室 等
- 地域交流及び世代間交流の推進　祭りや地域交流などの各種イベント 等

施設概要　「（１０）施設」エに別途掲載

イ　老人農園（昭和５１年度開始）

目　　的　土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を１人当り１０㎡程度貸与する。

対 象 者　６０歳以上の高齢者

農 園 数　４カ所

（平 31.4.1 現在）

農　園　名	所　在　地	開設年月日	面　積
蓮台寺老人農園	西区蓮台寺１丁目 49-1・50-1	昭 52. 6.1	1,470㎡
健軍老人農園	東区湖東１丁目 24、97 東区健軍４丁目 1550-15	昭 53. 6.1	1,214㎡
若葉老人農園	東区若葉４丁目 153・218・243	昭 54.10.1	2,772㎡
島崎老人農園	西区島崎５丁目 502・503	昭 54.11.1	473㎡

（6）ひとり暮らし高齢者対策

名　称	目　的	内　容
ア　高齢者安心支援事業 （平成３年度開始）	一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。	対象者　おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者 貸与・給付台数　553台（平30年度末） 平成31年度予算　28,852千円
イ　一人暮らし高齢者訪問事業 （昭和50年度開始）	一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週１～３回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。	対象者　市内に居住する満65歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者 事業内容　一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。 実利用者数　14　人（平成30年度末） 訪問回数　最低週１回 平成31年度予算　356千円
ウ　寝具乾燥 （昭和53年度開始）	おおむね６５歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。	対象者　おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、本人及び家族で寝具類の衛生管理が困難な世帯。 事業内容　業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。 利用者数　327人（平成30年度） 平成31年度予算　2,460千円

健福

（7）在宅高齢者生活支援

ア　高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目　　的　高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者　高齢者ケア付住宅の入居者で、６０歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が６０歳以上であればよい）又は６０歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

（1）自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者

（2）住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

利用状況

（平31.4.1現在）

項目／住宅名	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地	H 4.4.1	20	1
市営出水団地	H 8.4.1	70	3
市営南部中央団地	H 12.6.1	20	1
市営白藤団地	H 14.4.1	50	2
市営楠団地	H 11.12.1～H 15.7.25	164	4
合　計		324	11

イ　住宅改造費助成事業（平成９年５月１日開始）

※障がい者福祉の項目に記載

（8）家族介護支援

名　称	目　的	内　容
高齢者介護用品支給事業	在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。	事業内容　在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。 対象者数　343 人（平成 30 年度） 平成 31 年度予算　15,400 千円

（9）老人ホーム入所者数

（平 31.4.1 現在）

区　分	施設数（市内）	定　員	本市の措置人員
養護老人ホーム	8	490	359

（１０）施　設

ア　老人福祉センター

名　称	東老人福祉センター	西老人福祉センター	南老人福祉センター
所在地	東区健軍本町 31 番 20 号	西区小島 3 丁目 3 番 26 号	南区川尻 4 丁目 8 番 13 号
運営主体	東部福祉センター管理運営共同企業体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和 46 年 4 月 1 日 (平成 6 年 5 月 22 日改築)	昭和 49 年 7 月 10 日	昭和 49 年 6 月 27 日
開館時間	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
使用料	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円
定　員	100 人	100 人	100 人
主な設備	娯楽室　浴室男女各 1　事務室 相談室	集会室　娯楽室　談話室 図書室　浴室男女各 1 事務室　電話相談室	集会室　談話室　娯楽室 図書室　浴室男女各 1 事務室　電話相談室

名　称	北老人福祉センター	川上老人福祉センター	天明老人福祉センター
所在地	北区八景水谷 1 丁目 2 番 6 号	北区梶尾町 1279 番地 1	南区銭塘町 2172 番地
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和 48 年 10 月 22 日	昭和 47 年 4 月 1 日	平成 3 年 9 月 8 日
開館時間	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
使用料	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円
定　員	100 人	150 人	100 人
主な設備	集会室　娯楽室　談話室 図書室　浴室男女各 1 事務室　電話相談室	集会室　娯楽室 浴室男女各 1　事務室 機能回復訓練室　図書室	大広間　多目的ホール 浴室男女各 1　和室 食堂　事務室

名　称	河内老人福祉センター	西里老人福祉センター	城南老人福祉センター
所在地	西区河内町船津 2708 番地	北区徳王町 870 番地	南区城南町宮地 976 番地
運営主体	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	株式会社オカムラ
開設年月日	昭和 51 年 1 月 21 日	平成 7 年 10 月 1 日	平成 22 年 3 月 23 日
開館時間	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
使用料	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円
定　員	150 人	150 人	150 人
主な設備	集会室　相談室　娯楽室 図書室　浴室男女各 1 事務室	集会室　多目的ホール 浴室男女各 1　娯楽室 図書室　機能回復訓練室 相談室　研修室　事務室	集会室　多目的ホール 浴室男女各 1　娯楽室 図書室　機能回復訓練室 相談室　研修室　事務室

名　　称	富合老人福祉センター
所 在 地	南区富合町木原 2319 番地
運営主体	株式会社パブリックビジネスジャパン
開設年月日	昭和 50 年 3 月 31 日
開館時間	午前 9 時～午後 5 時
使 用 料	浴室使用料 100 円
定　　員	―
主な設備	大広間　会議室 浴室男女各 1　作業室 図書室　保健衛生室

利 用 状 況

（平成 30 年度）

区分＼施設名	東	西	南	北	川上	河内	天明	西里	城南	富合	計
利 用 者	16,742	9,649	9,682	18,235	14,172	4,269	6,690	6,445	14,500	7,928	108,312
1日平均利用者	58	33	33	63	49	15	23	22	50	27	373
使用料収入（円）	338,600	143,500	226,800	121,300	766,400	333,700	264,300	90,700	181,200	37,800	2,504,300

イ　養護老人ホーム

名　　称　**熊本市立雁回敬老園**
所 在 地　南区富合町木原２３１６番地
運営主体　社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日　昭和３４年１２月
定　　員　５０人
主な設備　集会所　医務室　面会室　静養室　浴室　洗濯室
　　ソーラーシステム設備　ゲートボール場

本市の措置状況

（平 31.4.1 現在）

施設名・区別	雁回敬老園		
	男	女	計
措置人数	0	8	8

ウ　老人憩の家（昭和４８年度開始）

目　　的　高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る
運営方法　各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託
施設内容　集会場　トイレ　台所　その他
施 設 数　１２９カ所（他２ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託）
開館時間　午前９時～午後５時
使 用 料　無料

エ　介護予防事業推進のための施設

名　　称	①熊本市お達者文化会館	②熊本市南部万年青会館	③熊本市東部はつらつ交流会館
所　在　地	南区馬渡１丁目７番１号	南区八幡６丁目９番 25 号	東区秋津３丁目 17 番 23 号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	介護予防支援施設管理運営共同企業体	介護予防支援施設管理運営共同企業体	介護予防支援施設管理運営共同企業体
開設年月日	平成 12 年５月	平成 13 年５月	平成 15 年５月
開 館 時 間	午前９時～午後 10 時	午前９時～午後 10 時	午前９時～午後 10 時
主 な 設 備	多目的ホール　事務所　更衣室 トイレ　健康遊歩道	多目的ホール　調理室 会議室Ａ～Ｃ	多目的ホール　事務所　更衣室 トイレ　健康遊歩道

使用料

①熊本市お達者文化会館

（単位　円）

使用時間／使用場所	午　前 （９時～ 12 時）	午　後 （13 時～ 17 時）	夜　間 （18 時～ 22 時）
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、１時間 200 円

②熊本市南部万年青会館

（単位　円）

使用時間／使用場所	午　前 （９時～ 12 時）	午　後 （13 時～ 17 時）	夜　間 （18 時～ 22 時）
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調　理　室	1,200	1,800	1,800
会 議 室 A	400	500	500
会 議 室 B	400	500	500
会 議 室 C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール１時間 200 円　その他１時間 100 円

③熊本市東部はつらつ交流会館

（単位　円）

使用時間／使用場所	午　前 （９時～ 12 時）	午　後 （13 時～ 17 時）	夜　間 （18 時～ 22 時）
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会　議　室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール１時間 200 円　その他１時間 100 円

オ　高齢者技能習得センター

名　　称　**熊本市高齢者技能習得センター**
所　在　地　西区島崎４丁目２番９５号
運 営 主 体　公益社団法人　熊本市シルバー人材センター
開設年月日　平成１２年５月
開 館 時 間　午前９時～午後５時
使　用　料　無料
主 な 設 備　研修室　事務所　トイレ

カ　夢もやい館（健康福祉政策課）

名　　称　**熊本市夢もやい館**
所　在　地　北区楠１丁目２０番５－１０１号
運 営 主 体　夢もやい館管理運営共同企業体　代表　株式会社パブリックビジネスジャパン
開設年月日　平成１４年１１月
開 館 時 間　午前９時～午後８時（つどいの広場については、午前９時～午後６時）
主 な 設 備　体育室　学習室　トレーニング室　子育てつどいの広場　図書コーナー　サロン
　　管理室　更衣室　シャワー室　トイレ（乳幼児用含む）

キ　熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名　　称　熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）
所 在 地　北区植木町岩野２８５番地２９
運営主体　かがやき館管理運営共同企業体　代表　九州綜合サービス株式会社
開設年月日　平成１５年１月７日
開館時間　午前９時～午後９時（温水プール、トレーニング室は午前１０時～午後９時、つどいの広場については、午前１０時～午後４時）
主な設備　事務室　プール　トレーニング室　検診室　児童交流室
リラクゼーションルーム　交流室　カンファレンスルーム　和室　調理室
視聴覚室　会議室　更衣室　シャワー室　トイレ（乳幼児用含む）

ク　その他の施設

種　別	施　設　名	運営主体	施設長	所　在　地	認可年月	定員
養護老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	中園　美千代	中央区神水１丁目 14 番１号	昭 21.11	70
〃	聖　母　の　丘	〃	池田　裕伸	西区島崎６丁目１番 27 号	昭 21.11	50
〃	ラ イ ト ホ ー ム	〃	中山　泰男	中央区黒髪５丁目 23 番１号	昭 26.5	50
〃	熊本めぐみの園	〃	佐土原　護	東区小山町 1781 番地	昭 47.2	50
〃	愉　和　荘	〃	緒方　哲郎	北区植木町米塚 105 番地	昭 32.7	50
〃	明　生　園	〃	渡部　和美	西区花園７丁目 19 番１号	昭 21.2	120
〃	明　飽　苑	〃	内田　充俊	西区城山薬師２丁目 10 番 10 号	昭 47.2	50
特別養護老人ホーム	パ ウ ラ ス ホ ー ム	社会福祉法人	大村　裕司	中央区神水１丁目 14-1	昭 39.7	64
〃	白　川　の　里	〃	満田　賢一朗	東区小山町 2493	昭 49.5	120
〃	天　望　庵	〃	平原　静雄	北区龍田陳内１丁目 3-30	昭 60.4	80
〃	バ　ラ　苑	〃	佐土原　護	東区小山町 1781	昭 62.4	50
〃	み　ゆ　き　園	〃	松岡　洋助	南区御幸笛田６丁目 6-71	昭 63.8	70
〃	く わ の み 荘	〃	跡部　尚子	北区鹿子木町 405	昭 48.8	120
〃	天　寿　園	〃	米満　淑恵	南区奥古閑町 4375-1	平 2.7	51
〃	シ ル バ ー 日 吉	〃	田畑　公人	南区平成２丁目 6-9	平 5.4	56
〃	三　和　荘	〃	藤井　美千代	西区城山大塘４丁目 1-15	平 6.4	52
〃	リデルホーム黒髪	〃	中山　泰男	中央区黒髪５丁目 23-1	平 3.6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	野口　駿	西区河内町野出 1936-1	平 7.6	47
〃	コスモス･ファミリー熊本	〃	河本　達や	北区太郎迫町 144-1	平 8.4	52
〃	聖　母　の　丘	〃	池田　浩伸	西区島崎６丁目 1-27	平 8.10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西　靖子	東区長嶺南４丁目 12-65	平 9.4	52
〃	こ　ぼ　り　苑	〃	宮崎　千恵	南区護藤町 1586	平 10.2	50
〃	花　み　ず　き	〃	中原　悦子	中央区出水７丁目 90-1	平 10.10	52
〃	ハ ー モ ニ ー	〃	鷲山　銀子	東区秋津町秋田 171-3	平 10.12	52
〃	あ　い　こ　う	〃	高月　恵美	北区清水新地３丁目 5-33	平 12.11	52
〃	さ く ら の 苑	〃	下川　みどり	西区松尾町近津 1361	平 13.7	50
〃	さ　わ　ら　び	〃	斉藤　大祐	北区弓削４丁目 8-1	平 14.10	54
〃	る　り　苑	〃	吉永　桐子	東区上南部１丁目 16-36	平 15.12	50
〃	み か ん の 丘	〃	池尻　久美子	西区河内町白浜 1440-2	平 17.4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	河内　悟	東区佐土原３丁目 12-26	平 17.10	50
〃	力 合 つ く し 庵	〃	松下　啓子	南区合志４丁目 3-50	平 19.3	50

種　別	施　設　名	運営主体	施設長	所　在　地	認可年月	定員
〃	たくまの里	〃	作取　久	東区御領1丁目13-26	平19.8	50
〃	祥麟館	〃	小林　佳之	南区城南町沈目1513	平4.4	50
〃	ゆうとぴあ	〃	小原　法誓	南区富合町古閑994-1	平7.3	50
〃	黎明館	〃	納冨　修次郎	北区植木町豊田187	平4.4	50
〃	川尻ヒルズ	〃	森瀬　千恵子	南区南高江7丁目3	平25.8	60
〃	グッドライフ熊本駅前	〃	平尾　浩志	西区春日2丁目1-24	平25.10	60
〃	かなんの杜	〃	西山　桂右	北区植木町滴水9-2	平26.8	60
〃	輝祥苑	〃	今村　文典	西区戸坂町23-35	平29.2	60
〃	画図重富苑	〃	山村　康雄	東区画図町重富968	平30.2	60
特別養護老人ホーム（地域密着型）	風の木苑	社会福祉法人	上林　宏巳	東区西原1丁目11-63	平20.6	29
〃	八角堂	〃	植木　雅啓	西区花園2丁目10-16	平21.6	29
〃	リデルホーム龍田	〃	中山　泰男	北区龍田陣内3丁目19-12	平21.9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井　志津子	北区大窪3丁目11-47	平22.7	29
〃	れいめいの家	〃	納富　賢一	北区植木町豊田187	平24.4	20
〃	向山つくし庵	〃	堺　珠美	中央区本山1丁目6-17	平24.7	29
〃	上熊本苑	〃	河本　達人	西区上熊本3丁目12-24	平24.8	29
〃	みゆき東館	〃	松岡　洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	平25.4	20
〃	はるの里	〃	藤岡　安代	南区城南町舞原253-1	平25.6	29
〃	天寿園青葉	〃	米満　淑恵	南区奥古閑町4375-1	平26.4	23
〃	リバーサイド熊本ユニットホーム	〃	野口　駿	西区河内町野出1936-1	平26.4	9
〃	田原の郷	〃	濱坂　浩一郎	北区植木町鞍掛1522-1	平26.5	29
〃	あいこう　ひかり館	〃	高月　恵美	北区清水新地3丁目5-33	平26.5	20
〃	ノットホーム	〃	吉井　壮馬	中央区黒髪5丁目23-1	平27.5	29
〃	託麻苑	〃	西山　稔郎	東区戸島町460-1	平28.6	29
〃	天寿園ＮｅＯ	〃	米満　淑恵	南区奥古閑町4345	平28.7	29
〃	つるのはら	〃	渕上　美賀	北区梶尾町1779-7	平29.11	29

5　障がい者福祉（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実させることが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

（1）手帳の交付

ア　身体障害者手帳交付

目　　的　身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

実　　績

身体障害者手帳所持者数

（平 31.3.31 現在）

障害別＼年齢	18 歳未満	18 歳以上	計
視覚障害	19	1,881	1,900
聴覚・平衡機能障害	72	2,698	2,770
音声・言語・そしゃく機能障害	3	252	255
肢体不自由	291	13,471	13,762
内部障害	125	11,424	11,549
計	510	29,726	30,236

イ　療育手帳交付

目　　的　療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　療育手帳の等級決定及び交付

実　　績

療育手帳所持者数

（平 31.3.31 現在）

障害＼年齢		18 歳未満	18 歳以上	計
知的障害	中軽度（B）	1,712	2,810	4,522
	重度（A）	512	1,970	2,482
計		2,224	4,780	7,004

ウ　精神障害者保健福祉手帳交付

目　　的　精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内　　容　精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（平 31.3.31 現在）

障害＼年齢	18 歳未満	18 歳以上	計
1　級	4	1,143	1,147
2　級	81	6,183	6,264
3　級	38	1,469	1,507
計	123	8,795	8,918

（2）障がい者社会参加促進事業

名　称	目　的	内　容
ア　重度身体障がい者用自動車改造費助成	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。	助成額　上限 100 千円 対象者　本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。（障害部位別の障がい要件及び所得制限あり） 令和元年度予算　3,000 千円
イ　障がい者自動車運転免許取得費助成	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。	助成額　免許取得に要した費用の 2 ／ 3（上限 100 千円） 令和元年度予算　2,300 千円
ウ　障がい者福祉タクシー経費	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要　福祉タクシー利用券（450 円）を年 40 枚、または患者等輸送タクシー利用券（大型車 1,360 円／中型車 1,090 円／小型車 550 円）を年 35 枚交付する。 対象者　本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が 1 級、2 級の者、療育手帳所持者で障がいの程度が A1、A2 の者及び精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の者。（所得税非課税の者に限る） 令和元年度予算　69,300 千円
エ　熊本市優待証（さくらカード）交付事業	※高齢者福祉の項目に記載	
オ　障がい者燃料費助成	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要　燃料費助成券（1 枚 1,000 円）を年 12 枚交付する。 対象者　本市に住民票があり、一人で外出できない療育手帳 A1，A2 のいずれかを所持する者のうち、さくらカード，福祉タクシー利用券の利用ができない者。（所得税非課税の者に限る） 令和元年度予算　5,490 千円
カ　福祉バス運行事業	障がい者等の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員 34 人で、このうち 3 人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して障がい者等の福祉の増進を図る。	対象者　本市に居住する障がい者等並びに本市で活動する障がい者福祉関係団体等。 事業内容　在宅障がい者等の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 利用者数　2,661 人（平成 30 年度）
キ　手話通訳者設置等経費	本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。	利用件数　2,775 件（平成 30 年度） 令和元年度予算　15,073 千円
ク　手話通訳者等派遣等経費	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者　市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数　2,315 件（平成 30 年度） 令和元年度予算　10,169 千円
ケ　要約筆記者等派遣等経費	手話習得が困難な聴覚障がい者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者　市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数　218 件（平成 30 年度） 令和元年度予算　2,094 千円
コ　盲ろう者通訳・介助員派遣等経費	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。	派遣対象者　市内に居住する盲ろう者 派遣件数　257 件（平成 30 年度） 令和元年度予算　2,055 千円
サ　点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。	令和元年度予算　280 千円

名　称	目　的	内　容
シ　障がい者等住宅改造費助成	障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該障がい者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	対象者　65 歳未満の者で身体障害者手帳の 1 級又は 2 級の所持者及び療育手帳の A1 又は A2 の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり） 助成限度額　90 万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む） 令和元度予算　7,300 千円
ス　障がい者スポーツ大会経費	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。	対象者　本市に居住している障がい者 令和元年度予算　2,602 千円

（3）身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目　　的　障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対　象　者　本市に居住している視覚障がい者

令和元年度予算　８００千円

（4）身体障がい者相談（平成３０年度）

相　談　員　３人

相 談 件 数　６８件

令和元年度予算　１５２千円（含む知的障害者相談員経費）

（5）知的障がい者相談（平成３０年度）

相　談　員　５人

相 談 件 数　２５３件（会合・行事等への参加件数を除く）

（6）精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア　精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期（６ヶ月以上）にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ　精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分 / 年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪問（延件数）					合計
	社会復帰	老人精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老人精神保健	アルコール	その他	計	
26	2,020	1,277	173	3,936	7,406	387	185	40	505	1,117	8,523
27	1,825	1,147	157	3,857	6,986	247	147	45	656	1,095	8,095
28	1,267	1,165	918	3,818	7,168	144	207	26	584	961	8,129
29	917	902	149	3,631	5,599	155	221	35	502	913	6,512
30	944	1,092	230	4,414	6,680	242	499	105	845	1,691	8,371

ウ　心の健康相談

市民の心の健康の保持･増進を図るため､精神科医（嘱託）による相談日を各区役所毎月１回設け必要な援助を行う。

エ　精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

（7）精神通院医療給付費

目　　的　　精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の１０％にし､所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対　象　者　　精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

平成31年度予算　　２,０２３千円

（8）重度心身障がい者医療費助成

対　象　者　　２０歳以上の障がい者
（身体障害者手帳が１級、２級又は、療育手帳がＡ１、Ａ２又は、精神保健福祉手帳が１級の者）

受給資格者　　本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所得制限　　障害児福祉手当の支給制限に準じる。

令和元年度予算　　１,２６６,０００千円（重度心身障がい児医療費助成含む）

（9）更生医療給付費

目　　的　　身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対　象　者　　身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

令和元年度予算　　１,６９０,７２２千円

（１０）身体障がい者在宅生活支援

名　称	目　的	内　容
ア　特別障害者手当等給付費	重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。	受給者数　1.206 人（平 31.3 末現在） 令和元年度予算　320,556 千円
イ　身体障がい者福祉電話設置経費	在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。	電話貸与台数　22 台（平 31.4 末現在） 貸与対象者　外出困難な身体障がい者（1、2 級） 令和元年度予算　543 千円
ウ　在宅障がい者緊急通報システム経費	緊急通報システムを導入し、24 時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。	対象者　　市内に住所を有する単身等の重度障がい者 令和元年度予算　379 千円
エ　補装具給付費	身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目　　車椅子、補聴器、座位保持装置等 令和元年度予算　143,000 千円
オ　日常生活用具給付費	身体障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目　　ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等 令和元年度予算　152,000 千円

（１１）自立支援給付事業

名　称	目　的	内　容
ア　居宅介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。	令和元年度予算　396,000 千円
イ　行動援護給付費	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者（児）に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。	令和元年度予算　9,200 千円
ウ　重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であり、常時介護を要する障がい者への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。	令和元年度予算　495,000 千円
エ　療養介護給付費	心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護が必要な障がい者へ支援を行う。	令和元年度予算　817,197 千円
オ　生活介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。	令和元年度予算　3,616,000 千円
カ　同行援護給付費	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。	令和元年度予算　60,000 千円
キ　就労継続支援給付費	企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	令和元年度予算　3,227,000 千円
ク　短期入所給付費	家庭において一時的に介護が困難、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者（児）の支援を行う。	令和元年度予算　160,000 千円
ケ　施設入所給付費	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者等へ居住の場を提供する。	令和元年度予算　1,320,000 千円

名　称	目　的	内　容
コ　就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	令和元年度予算　16,000 千円
サ　自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むため環境整備に必要な援助を行う。	令和元年度予算　600 千円
シ　共同生活援助給付費	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	令和元年度予算　909,000 千円
ス　自立訓練給付費	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。	令和元年度予算　151,000 千円
セ　就労移行支援給付費	一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。	令和元年度予算　324,000 千円
ソ　地域相談支援給付費	障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。	令和元年度予算　500 千円
タ　計画相談支援給付費	自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和元年度予算　166,700 千円

（１２）障害児通所支援給付事業

名　称	目　的	内　容
ア　児童発達支援給付費	障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	令和元年度予算　917,000 千円
イ　医療型児童発達支援給付費	肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。	令和元年度予算　403 千円
ウ　放課後等デイサービス支援給付費	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	令和元年度予算　2,993,000 千円
エ　居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童につき、当該児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	令和元年度予算　400 千円
オ　保育所等訪問支援給付費	保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	令和元年度予算　5,700 千円
カ　障害児相談支援給付費	障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和元年度予算　131,500 千円

（１３）地域生活支援事業

名　称	目　的	内　容
ア　訪問入浴サービス経費	在宅の障がい者（児）であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。	令和元年度予算　20,000 千円
イ　日中一時支援経費	障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。	令和元年度予算　25,000 千円
ウ　移動支援経費	屋外での移動が困難な障がい者（児）が、社会生活上外出する事が必要不可欠な時に支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。	令和元年度予算　12,000 千円
エ　成年後見制度利用支援事業（障がい者）	障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。	令和元年度予算　3,613 千円
オ　障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	令和元年度予算　3,038 千円
カ　熊本市障がい者理解促進事業	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。	令和元年度予算　2,734 千円
キ　成年後見制度法人後見支援事業	成年後見業務を適正に行なうことができる市民後見人を養成し、その活用を図るための法人後見を支援する。	令和元年度予算　14,130 千円
ク　熊本市障がい者相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	令和元年度予算　161,500 千円

（１４）心身障害者扶養共済制度

目　　的　心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいだく不安を軽減しようとするもの。

加　入　者　知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が１級から３級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、６５歳未満の者。

保　険　料

加入時年齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保険料	平成19年度以前加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

（注）20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給　付　金　加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月２０,０００円（１口当たり）の年金を支給する。
加入後１年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として
平成１９年度以前加入の場合２０,０００円～１５０,０００円、
平成２０年度以降加入の場合５０,０００円～２５０,０００円を支給する。

令和元年度予算　３１,１６８千円

（１５）市関連施設

名　　称　熊本市障害者福祉センター希望荘・熊本市希望荘地域活動支援センター
所　在　地　中央区大江５丁目１番１５号
設置主体　熊本市
運営主体　社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団
開設年月日　昭和５５年６月１日（地域活動支援センター：平成５年７月１０日）
令和元年度予算　７８,０００千円（指定管理者による希望荘運営費として）

（１６）障がい児支援事業

名称	目的	内容
ア　特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	支給額　月額1人　1級　52,200円、2級　34,770円 受給者数　1,867人 障害児　1級障害児　645人、2級障害児　1,397人 ※人数は平31.4.1現在
イ　重度心身障がい児医療費助成	重度心身障害児の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図る。	対象者　20歳未満の障がい児（身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者） 受給資格者　本市に住民票があり、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者 所得制限　なし 令和元年度予算1,266,000千円（平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合）
ウ　夏休みの障がい児・家族支援事業	夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。	対象者　市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒 ※平成29年度より休止
エ　難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図る。	対象者　本市に住所を有している身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童（所得制限有） 令和元年度予算　600千円

（１７）障がい児療育相談事業

名　称	目　的	内　容
ア　障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県域の療育機能との重層的な連携を図る。	対象者　　本市在住の障がい児（者）及びその保護者等 令和元年度予算　　4,400 千円
イ　児童発達支援センター等機能強化事業	児童発達支援センターを拠点とした地域の障がい児の療育体制を確保し、関係機関との連携強化を図るとともに、地域の療育支援の質の向上を目的とする。	事業内容　　熊本市の児童発達支援センター１か所に、機能強化員を１名配置し、地域の障害児通所支援事業所の巡回訪問や、地域の障がい児への療育支援等を行う。 令和元年度予算　4,900 千円

（１８）重症心身障がい児等在宅支援事業

名　称	目　的	内　容
ア　医療的ケア児等コーディネーター養成研修	重症心身障がい児者の特性の理解と福祉制度等に係る研修を実施し、重症心身障がい児者支援に対応可能な訪問看護師や相談支援専門員を養成する。	事業内容　　相談支援専門員、訪問看護師等に対する研修。 令和元年度予算　　1,160 千円
イ　重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議	福祉・保健・医療関係部門と総合的な支援体制を構築するため連絡会を開催する。	令和元年度予算　　120 千円

（１９）精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第６条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成２４年４月に開設した。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行う。

熊本地震後のこころのケアを念頭に置き、各事業を行う。

ア　精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

なお、ひきこもり相談については、相談窓口の明確化のため、平成２６年１０月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設した。

・こころの健康相談（延件数）

年度	内容／区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬　物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
26	電　話	130	281	160	32	104	144	1,390	223	12	—	4,079	6,555
	面　接	18	444	24	3	31	72	272	42	0	—	277	1,183
	訪　問	9	70	4	0	0	3	30	1	0	—	20	137
27	電　話	48	346	83	32	89	113	1,355	121	9	3	4,477	6,676
	面　接	37	346	36	18	25	31	256	53	5	0	173	980
	訪　問	16	61	0	2	0	0	30	0	0	0	10	119
28	電　話	72	363	112	23	56	74	1,692	83	7	3	5,158	7,643
	面　接	8	182	23	3	27	23	194	31	1	0	107	599
	訪　問	1	18	0	0	0	2	18	0	0	0	6	45
29	電　話	107	198	145	19	53	88	1,097	28	6	6	4,840	6,587
	面　接	12	34	38	7	19	9	158	11	1	1	91	381
	訪　問	0	27	0	0	0	0	5	0	0	0	1	33
30	電　話	83	32	172	53	151	95	1,101	86	9	8	4,772	6,562
	面　接	9	17	32	16	80	15	161	16	2	1	118	467
	訪　問	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	3	10

※相談実績は、衛生行政報告例による。

・ひきこもり支援センター「りんく」での相談（延件数）

年度	電話	来所	訪問	メール	計
26	324	255	33	65	677
27	1,154	822	168	167	2,311
28	1,473	896	262	141	2,772
29	1,119	867	244	100	2,330
30	1,371	765	226	88	2,450

平成２６年度は開設から年度末までの件数（平成２６年１０月～平成２７年３月）

イ　人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

事　業　名	事　業　内　容
精神保健福祉担当者研修会	精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る
思春期精神保健福祉研修会	思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る
依存症研修会	精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る
自殺予防研修会	自殺を防ぐことを目的として、自殺予防に関する研修会を実施する
自死遺族・遺児支援者研修会	自死遺族の理解を深め、適切な対応について学ぶことにより、自死遺族支援を推進する
電話対応スキルアップ研修会	電話相談等を行う庁内職員が相談対応について学ぶことにより、自殺予防対策を図る
ゲートキーパー養成講座	自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る
社会復帰支援研修会	精神障がい者の社会復帰支援に必要な専門的知識や技術を習得し、精神障がい者のリカバリーの促進を図る

ウ　普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

事　業　名	事　業　内　容
自死遺族グループミーティング	大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する
自死遺族・遺児のための交流会	大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する
依存症当事者グループミーティング	やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する
依存症家族教室	アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する
依存症講演会	依存症で悩む家族が依存症について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う
市民へのこころの健康講座	依存症、ゲートキーパー等について、市民への理解を深める
ピアサポート講演会	他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及と精神障がいの理解を図る
ピアサポート講座及びピアサポートの集い	ピアサポートの知識や情報、スキルを学ぶ機会を提供する 講座修了者にフォロー研修を実施する
WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス	日常生活で苦労や困難に直面した際に、WRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または保つための方法を学ぶ機会を提供する

エ　組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

オ　関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

カ　自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の人材育成・普及啓発や自殺未遂者支援事業等の相談対応を通して、自殺の防止を図る。

キ　精神障害者の社会復帰支援

精神障害者の社会復帰支援として、就労ミーティング、社会復帰支援研修会、ピアサポート講演会、ピアサポート講座および修了生の集い、WRAP（元気回復行動プラン）集中クラスを実施している。

ク　自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目　的　：精神害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的、かつ公正に行う。

内　容　：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

ケ　精神医療審査会

目　的　：精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内　容　：精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

（２０）障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ専門職による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開　所　　平成２０年４月１日

所在地　　中央区大江５丁目１番１号　ウェルパルくまもと２Ｆ

・相談支援延べ数

（単位　件）

支援区分＼年度	26	27	28	29	30
電　話　相　談	2,727	5,540	6,511	5,035	5,202
来　所　相　談	3,427	3,906	4,010	3,818	3,825
訪　問　相　談	198	253	191	223	156
親子グループ活動	272	281	112	26	0
子育て安心親支援活動	304	340	173	313	469
子育てスマイル相談活動	546	553	433	449	455
合　計	7,474	10,873	11,430	9,864	10,107

※親子グループ活動は平成 29 年度から子育て安心親支援活動に一部移行し、平成 30 年度から完全移行している。

6　子ども育成（子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課）

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

そのような中、本市では、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような「子どもが輝くまちくまもと」づくりを基本理念に、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に取り組んでいる。

さらに、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じており、こうした問題に対処し子どもの権利を守るため、総合的専門的な相談支援の機関として、こどもセンター（あいぱるくまもと）において、子どもに関するさまざまな相談対応の充実を図っている。また、安心して妊娠・出産ができ、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めることなどによって、安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

また、平成２７年４月の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、同年３月に策定した子ども・子育て支援事業計画を着実に実施し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

（1）「熊本市子ども輝き未来プラン２０１５」

ア　計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく第３期（前期）の計画
子ども・子育て支援法第６１条に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定
熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

具　体　化 …… 熊本市総合計画
一　体　化 …… 母子保健計画、ひとり親家庭等自立促進計画、その他重点施策、子ども・子育て支援事業計画
調和・連携 …… 熊本市教育振興基本計画、熊本市男女共同参画基本計画、熊本市地域福祉計画、第２次健康くまもと２１基本計画、熊本市障がい者生活プランなど

イ　計画期間

平成２７年度～３１年度

ウ　計画の特徴

① 第２期（後期）計画（平成２２年度～平成２６年度）の重点施策等を取り込みつつ、「子どもが輝くまちくまもとづくり」に取り組む。

② 子育て支援策の総合化

子育て支援（親育ち支援）　安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援
子ども支援（子育ち支援）　子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援
社会的支援（環境整備）　子どもが育つ安心の環境づくり
未来へ向けた支援　「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

③ 策定過程における市民参加に配意したこと

ニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画）対象者１５,０００人（回収率５６.２％）
熊本市子ども・子育て会議での審議（※（２）子ども・子育て支援新制度参照）
計画素案に関する意見公募の実施

エ　策定の経過

平成２５年度　　５月　熊本市子ども・子育て会議の設置　　（※（２）子ども・子育て支援新制度参照）

１１月～１２月　ニーズ調査

平成２６年度　　４月～１１月　量の見込み・確保方策、計画審議

１２月～　１月　パブリックコメント

３月　計画決定

（２）子ども・子育て支援新制度

ア　審議会の設置・運営（子ども政策課）

平成２４年８月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布された。

同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたため、平成２５年４月に「熊本市子ども･子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援サービスに関する量の見込み・確保方策を定めた「子ども・子育て支援事業計画」について審議し、２７年３月に計画を決定した。平成２９年４月からは、「熊本市子ども・子育て会議」の機能を「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に統合し、事業計画の進捗状況の確認を行っている。

○組織

委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等１０人で構成（委員の任期は３年）

○審議事項

子ども・子育て支援法第７７条第１項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

イ　子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第６１条において、市町村は、国の定める基本指針に即して５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

この計画策定のため、平成２５年度は、子ども・子育て支援サービスに関する需要の把握を行い、それに基づく需要見込みの分析等を行った。平成２６年度はサービス供給量の確保方策等について検討し、平成２７年３月に計画を決定した。

平成２７年度からは、計画に基づき事業を実施しているが、２年が経過し、本計画における需要の見込みや供給量の確保方策と実績値に乖離が生じている事業等について、中間年である平成２９年度に計画の見直しを行った。

（３）子どもの未来応援（旧エンゼル）基金　※平成３１（2019年）年４月、名称変更

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。平成３１年（2019年）からは、新たに、子ども食堂への支援を拡充する。

〈実　　績〉

平成６年度、基金創設（基金額３億円）。

平成３１年３月末の基金現在高　　３６１,３５４千円

基金の運用益による助成は平成７年度から実施。

項目＼年度	26	27	28	29	30
助成件数	31	27	20	20	23
助成金額（千円）	2,344	2,225	1,095	1,393	1,702

（4）子育て支援事業

ア　子育て短期支援事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る制度。

①ショートステイ事業

〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護する制度。利用期間は原則７日以内。

〈実　　績〉

項目＼年度	26	27	28	29	30
利用者数（実人員）	105	120	83	91	129
延べ利用日数	864	1,159	601	734	1135

②トワイライトステイ事業

〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって平日の帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実　　績〉

項目＼年度	26	27	28	29	30
利用者数（実人員）	20	30	19	16	10
延べ利用日数	98	69	32	41	60

イ　病児・病後児保育事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

熊本市及び近隣連携自治体在住（宇城市・合志市・菊陽町・西原村・嘉島町・玉東町・高森町・大津町）の小学校６年生までの病気で入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。預かる制度。利用期間は原則７日以内。

〈実　　績〉

項目＼年度	26	27	28	29	30
実施施設数	8	8	8	8	8
延べ利用者数	5,698	6,104	6,177	6,561	5,652

ウ　産後ホームヘルプサービス事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実　　績〉

項目＼年度	26	27	28	29	30
利用者数（実人員）	116	128	103	108	98
延べ利用回数	1,209	1,209	996	1,083	1,005

エ　ファミリー・サポート・センター＜熊本＞事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

ファミリー・サポート・センター＜熊本＞は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実　　績〉

年　度	26	27	28	29	30
会員数（人）	3,278	3,129	3,105	3,115	3,184
活動件数（件）	5,570 （うち病児 84 件）	6,089 （うち病児 43 件）	4,704 （うち病児 62 件）	4,173 （うち病児 35 件）	2,738 （うち病児 21 件）

オ　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

生後４か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成２２年１月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

〈実　　績〉

年　度	対象件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員（民生委員）	育児支援（直営）	育児支援（委託）	合　計	
26	7,039	2,565	1,885	1,984	6,434	91.4
27	7,062	2,672	1,638	2,153	6,463	91.5
28	6,775	2,663	1,584	1,961	6,208	91.6
29	6,837	2,719	1,530	1,906	6,155	90.0
30	6,660	2,657	1,612	1,897	6,166	92.6

※訪問件数について、生後４か月未満になるまでに訪問を行った件数

（5）乳幼児ママ・パパ教室事業（子ども支援課）

乳幼児を持つ保護者に、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成２７年度実績）　２３２回　講師派遣

（平成２８年度実績）　１９６回　講師派遣

（平成２９年度実績）　２０１回　講師派遣

（平成３０年度実績）　２００回　講師派遣

また、平成２７年度より紙媒体でのマップ配布に代えてウェブサイト上で情報提供を行うこととし、平成２８年３月に新たに開設した「熊本市　結婚・子育て応援サイト」内の「親子にやさしいお出かけマップ」に子育て支援施設を掲載し、情報提供を行っている。

（平成２７年度より）　紙媒体（マップ）→ウェブサイト上にて情報提供

ウェブサイト掲載場所

「熊本市　結婚・子育て応援サイト」内

「親子にやさしいお出かけマップ」

（6）地域子育て支援拠点事業（子ども支援課）

ア　地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実　　績〉

年　度	設置箇所数		延べ利用者数
	公　立	私　立	
26	10	10	107,038
27	10	10	102,214
28	10	10	96,354
29	10	10	80,625
30	10	10	78,466

イ　街なか子育てひろば事業

〈目的・事業内容〉

子育て中の親子が気軽につどい、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる地域子育て支援拠点施設を設置することにより、利便性の向上を図る。

〈実　　績〉

年　度	延べ利用者数	備　考
26	15,840	※ H26 年 6 月開設
27	21,896	
28	26,880	
29	20,661	
30	15,644	

ウ　夢もやい館内「つどいの広場」、植木健康福祉センターかがやき館内「つどいの広場」　…別掲

（7）子ども医療費助成（子ども支援課）

対象年齢　0 歳～中学 3 年生までの児童（所得制限なし）

※平成 30 年 12 月以降、自己負担額の見直し。

助成内容　保険診療による医療費（薬剤費含む）の一部負担金を助成。

ただし、3 歳～小学 6 年生までの医科外来、調剤、5 歳児～小学 6 年生までの歯科外来については、一医療機関につき 700 円／月、中学 1 年生～中学 3 年生までの医科外来、歯科外来、調剤については、一医療機関につき 1200 円／月までは自己負担。

※平成 30 年 12 月以降、小学 4 年生～小学 6 年生までの医科外来、歯科外来、調剤の自己負担は、700 円とした。

実施状況　件　数　　1，０７５，３２８ 件（平成２９年度）

1，１１３，４１８ 件（平成３０年度）

助成額　　1，７０８，５３３千円（平成２９年度）

1，８４８，１８１千円（平成３０年度）

（8）特定不妊治療費助成事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については１回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。（平成１６年度開始）

・１回７万５千円または１５万円まで。（初回治療のみ３０万円まで）

・妻の年齢による。通算助成制限あり。

・男性不妊治療費が１回につき１５万円まで。（条件により、初回治療のみ３０万円まで）

〈実　　績〉

年　度	助成件数	助成額（千円）
26	977	123,294
27	905	119,728
28	719	120,826
29	834	140,423
30	873	149,129

（9）児童手当給付事業（子ども支援課）

〈内　　容〉

中学校終了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

０歳～３歳未満、３歳～小学校修了前（第３子以降）　　月額１５，０００円

３歳～小学校修了前（第１子、第２子）、中学生　　月額１０，０００円

（１０）母子医療給付状況（子ども政策課）

区分＼年度		26	27	28	29	30
養育医療給付事業	実人員	351	441	377	405	506
	延日数	14,299	14,619	12,202	12,485	14,902
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	0	-	-	-	-
	延日数	0	-	-	-	-
自立支援医療（育成医療）事業	実人員	331	330	295	345	296
	延日数	6,423	5,467	4,473	3,975	3,778
小児慢性特定疾病医療支援事業	実人員	720	842	766	845	873
	延日数	22,662	26,729	27,067	29,346	30,413
療育医療給付事業	実人員	0	0	0	0	0
	延日数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助成件数	977	905	719	834	873

（１１）母子健康診査及び子育て相談指導事業（子ども政策課）

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成 21 年度より妊婦健康診査の公費負担回数を５回から１４回へ拡大した。

ア　保健指導状況

（単位　人）

区分＼年度		26	27	28	29	30
妊娠の届出受理数		7,442	7,356	6,965	7,146	6,661
保健指導（健康相談）	妊婦	8,491	8,447	7,701	8,161	7,612
	産婦	803	881	658	555	784
	乳児	6,354	6,378	5,225	5,992	6,206
	幼児	8,980	8,926	7,319	8,028	8,462
	思春期	120	217	128	224	466
	その他	1,278	1452	1,249	830	1,044
健康教育	思春期	4,128	4,633	4,372	3,889	3,951
	両（母）親学級	713	656	631	95	118
	育児学級（乳児期）	10,859	11,754	9,376	7,441	6,810
	育児学級（幼児期）	10,975	11,123	9,021	7,149	8,712
	その他	12,877	11,442	8,505	7,856	7,401
訪問指導	妊婦	188	185	166	184	217
	産婦	4,906	4,985	4,525	4,381	4,637
	新生児	186	280	275	301	256
	未熟児	579	580	432	418	305
	乳児	4,719	4,802	4,510	4,305	4,646
	幼児	2,133	2,056	1,800	1,858	1,781
	その他	730	728	795	747	803

イ　健康診査状況

（単位　人）

区分＼年度			26	27	28	29	30
医療機関委託分	妊婦	一般	87,702	86,729	81,648	83,691	81,212
		精密	2,045	2,031	1,845	1,491	1,772
		B型肝炎	7,344	7,193	6,864	7,093	6,624
		歯科	1,126	1,154	1,205	1,291	1,225
	3か月児	一般	6,398	6,928	6,646	6,594	6,631
	7か月児	一般	6,311	6,747	6,637	6,365	6,515
各区保健子ども課	妊婦	歯科	3,457	3,330	3,034	3,151	2,833
	3か月児	一般	468	—	—	—	—
	7か月児	一般	219	—	—	—	—
	1歳6か月児	一般	6,846	6,880	6,841	6,631	6,712
		歯科	6,844	6,878	6,837	6,629	6,705
		精密	165	123	126	181	129
	3歳児	一般	6,824	6,747	6,718	6,638	6,747
		歯科	6,820	6,745	6,716	6,635	6,741
		精密	835	611	1,110	1,314	896

（１２）子ども・若者総合相談センター

〈目的・事業内容〉

平成２６年４月より、子ども・若者育成支援推進法第１３条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」を開設。２４時間年中無休での電話相談体制、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言を行い緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援に繋いでいる。

また、閉庁時（平日１８時以降、夜間・休日等）には、児童相談所の虐待通告等の電話受付も行っている。

さらに、平成３１年（２０１９年）度より妊娠期から子育て期にわたる相談を受けている。

所　　在　　地　　中央区大江５丁目１番１号　ウェルパルくまもと２階

面　接　相　談　　平日　月～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分

電　話　相　談　　２４時間年中無休受付

メ　ー　ル　相　談　　２４時間受付（返信時間：平日　月～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分）

Ｆ　Ａ　Ｘ　相　談　　２４時間受付（返信時間：平日　月～金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分）

非行問題についての相談　　毎週月曜日～金曜日　午後１０時から午後４時（祝日及び年末年始除く、要予約）

不登校問題についての相談　毎週月曜日　午前１０時から午後１２時、午後１時から午後３時
（祝日及び年末年始除く、要予約）

〈実　　績〉

①　総相談実件数

（単位　件）

年　度	電　話	面　接	メール	FAX	合　計
26	4,910	123	364	1	5,398
27	5,926	216	479	2	6,623
28	6,307	120	440	0	6,867
29	6,045	151	605	0	6,801
30	6,760	159	514	0	7,433

総相談実件数は 7,433 件、平成 29 年度より 632 件増加。

内、閉庁時（17 時 15 分以降）の相談件数は、5,250 件で全体の約 71％。

②　相談対象者別の実件数

（単位　件）

年　度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他の10代	20歳以上	不　明	合　計
26	683	887	850	408	80	1,665	825	5,398
27	476	872	709	835	356	1,967	1,408	6,623
28	388	609	614	557	499	2,700	1,500	6,867
29	437	685	622	561	622	2.609	1,265	6,801
30	420	629	545	472	447	3,669	1,251	7,433

③　主たる相談内容実件数

（単位　件）

年度	人間関係	健　康	育　成（子どもとのかかわり）	性・異性	妊娠・出産	養　護	発育発達・障がい	将　来・生き方	職　場・労　働	非　行・犯　罪	関連情報	その他	合　計
28	1,767	591	551	290	137	343	171	381	266	90	215	2,065	6,867
29	1,204	1,027	541	227	179	495	205	512	383	122	199	1,707	6,801
30	1,277	1,458	579	317	117	529	136	406	371	66	156	2,021	7,433

平成 28 年度から主たる相談内容での実件数集計

（１３）要保護児童対策（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等に対する適切な支援を行うため、平成１８年６月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（平成３１年度（2019 年度）当初における構成機関：４７機関）した。要保護児童対策として、平成２４年度に政令市移行とともに、各区に児童虐待専任の職員を配置し、実務者会議（児童虐待防止連絡会議）、区進行管理会議を行い、地域の身近な相談・通告機関として、母子保健と連携した、予防を含めた切れ目のない支援体制を図っている。

平成２９年度より区へのスーパーバイザーを２名へ増員し、相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。平成２４年度からはオレンジリボンキャンペーンの一環として、「くまもと市オレンジリボンサポーター養成講習会」を開催した。（平成２６年度４１回、平成２７年度２０回、平成２８年度１６回、平成２９年度２０回、平成３０年度２４回）

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成２２年４月に熊本市児童相談所を開設し、平成２４年４月には児童相談所、教育相談室及び障がい者福祉相談所各機能を有する「熊本市こどもセンターあいぱる くまもと」を開設した。

〈実　　績〉

年　度	児童虐待 相談受付件数（件）	実務者会議 （児童虐待防止連絡会議） 開催回数（回）	オレンジリボン サポーター（人）	親育ち支援事業 開催回数（回）
26	269	10	1,556	32
27	258	7	963	26
28	204	4	222	8
29	230	5	567	-
30	295	5	570	-

（１４）児童相談所

設　　置　　平成２２年４月１日

所 在 地　　中央区大江５丁目１番５０号　熊本市こどもセンター「あいぱる　くまもと」３Ｆ

目　　的　　子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。

事業内容　　・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
・里親の登録等
・児童措置費負担金の認定
・障害児施設給付費等の支給決定
・児童の療育手帳に係る判定

児童相談対応件数

（単位　件）

相　談　種　別		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	児童虐待相談	485	604	570	703	908
	その他の養護相談	395	421	493	471	406
障害等相談		642	695	668	644	683
	療育手帳判定件数	625	654	611	592	667
非行相談		124	106	111	71	77
育成相談	性格行動相談	123	123	282	156	158
	不登校相談	62	60	63	52	44
	適性相談	1	0	1	0	0
	育児・しつけ相談	24	24	17	51	18
そ　の　他　の　相　談		134	170	79	124	99
計		1,990	2,203	2,284	2,272	2,393

（１５）ひとり親家庭支援事業

ア　母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭の自立のための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ　ひとり親家庭等医療費助成

対　　象　　者　　市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童

所　得　制　限　　児童扶養手当の所得制限に準じる

実　施　状　況　　件　数　　６２,０８９件

経　費　　２７０,２１４千円　　（平成 30 年度）

ウ　児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

（平 31.3.31 現在）

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世　帯	5,830	43	941	28	14	456	7,312

エ　母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業（母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等職業訓練促進給付）を行っている。

（平成３０年度実績）　母子家庭等自立支援教育訓練給付　　５人

母子家庭等高等職業訓練促進給付　　８１人

オ　母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭及び寡婦の方の自立と生活の安定を図るため、生活・住宅・養育・教育や身の上等の家庭一般相談、介護・医療相談、法律相談や就業等の各種相談に応じる。また、就業に必要な技能習得講座、教養講座等を開催し、講演会やレクリエーションを企画・開催する。

（平成３０年度　事業開始）

（１６）母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

（平成３０年度実績）　２２７件　　１２２,９９３千円

（１７）施　　設

ア　助産施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（床）
熊本市民病院	熊　本　市	髙田　明	東区湖東１丁目１番60号	平18.1	10
慈　恵　病　院	医療法人	蓮田　太二	西区島崎６丁目１番27号	平18.4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	平田　稔彦	東区長嶺南２丁目１番１号	〃	1
福　田　病　院	医療法人社団	福田　稠	中央区新町２丁目２番６号	〃	2

イ　母子生活支援施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（世帯）
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村　聖子	中央区壺川２丁目１番57号	昭23.10	20
きらきら星レジデンス	〃	奥村　朝子	東区尾ノ上４丁目11-60	平24.4	25

ウ　乳児院（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定　員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐　國英	中央区本荘２丁目３番８号	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮谷　佳男	中央区神水１丁目14番１号	昭25.4	15

エ　児童養護施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定　員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	緒方　健一	中央区神水１丁目14番１号	昭27.4	55
菊　水　学　園	〃	松本　孝一郎	中央区渡鹿５丁目９番12号	昭25.10	65
藤崎台童園	〃	北村　直登	中央区古京町３番５号	昭24.3	54
龍　山　学　苑	〃	上村　宏渕	北区龍田６丁目３番60号	昭23.10	45

オ　福祉型障害児入所施設　（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定　員
愛　育　学　園	社会福祉法人	小澤　豪	北区清水新地１丁目３番１号	昭38.12	80
大　江　学　園	〃	塘林　丈明	東区渡鹿８丁目16番46号	昭40.6	70
熊本ライトハウス	〃	潮谷　義子	東区新生１丁目23番11号	昭28.7	20 （盲児・ろうあ児）

カ　児童発達支援センター（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定　員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	髙田　規子	東区長嶺南２丁目３番２号	昭 56．４	20
済生会なでしこ園	〃	勝本　映美	南区白藤３丁目２番 71 号	平 16．４	30
三　気　の　家	〃	田之上　あかね	北区室園町 20 番 40 号	平 6．４	24

キ　医療型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（床）
くまもと江津湖療育医療センター	社会福祉法人	興梠　ひで	東区画図町大字重富 575 番地	平 6.10	116

ク　児童自立支援施設（子ども政策課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（床）
清水が丘学園	熊　本　県	川西　秀明	北区打越町 38 番１号	明 42．４	50

ケ　婦人相談所（保護管理援護課）

施　設　名	経営主体	施設代表者	所　　在　　地	許可年月	定員（床）
熊本県女性相談センター	熊　本　県	谷口　誠	東区長嶺南２丁目３番３号	昭 32．８	―

（１８）児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水、城南児童館の１１児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

名　　称	ア　西原公園児童館	イ　城南児童館
所　在　地	中央区九品寺４丁目 24 番４号	南区城南町舞原 451 番地９
開設年月日	昭和 53 年８月１日	平成 26 年３月１日
管 理 運 営	熊本市	指定管理者

※託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくりセンターの項に一括記載

（１９）子ども文化会館

管　理　運　営　　（一財）熊本市社会教育振興事業団（平成 23 年度より指定管理者）
所　　在　　地　　中央区新町１丁目３番１１号
施 設 の 概 要　　地下１階　　駐車場（４台)、駐輪場（９０台)、警備室等
　　地上１階　　エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室
　　２階　　やすらぎの部屋（４室)、会議室（２室)、相談コーナー（３室）等
　　３階　　創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室
　　４階　　多目的ホール（２２８席)、わんぱく広場
　　５階　　多目的ホール上層部
開　館　時　間　　午前９時～午後５時
　　（ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後８時３０分まで）

主な特別事業例

（平成 30 年度）

特　別　事　業　名	内　　容
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう
節　分　豆　ま　き	子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場（機会）を提供
僕の夢、私の夢体験事業	３つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表
こ　ど　ぶ　ん　誕　生　祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント （親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど）

利用状況（延べ利用者数）

（単位　人）

区分＼年度	26	27	28	29	30
子　ど　も	203,390	201,830	146,745	187,705	198,244
大　　人	147,519	147,366	105,826	135,549	143,254
合　　計	350,909	349,196	252,571	323,254	341,498

（２０）公立保育所管理運営及び私立保育所等運営支援事業

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼保連携型・幼稚園型認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を実施。

また、子どもの年齢や家庭の状況に応じ３つの区分（１号認定（教育標準時間)、２号、３号認定（保育標準･短時間））に分けて支給認定及び利用調整を行う。

ア　幼稚園及び認定こども園入所状況（１号認定）（市外委託分除く）

（平 31.4.1 現在）

区　　分	施設数	定　員	年　齢　別　入　所　児　童　数						
			０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合　計
公立（幼稚園のみ）	6	856				82	93	107	282
私立(幼稚園,幼保連携型･幼稚園型認定こども園)	86	5,299				1,443	1,512	1,567	4,522
計	92	6,155				1,525	1,605	1,674	4,804

イ　保育所等入所状況（２号、３号認定）（市外委託分除く）

（平 31.4.1 現在）

年度	公私立別	定員	入所児童数	入所率（%）	待機児童数
27	公立	1,865	1,856	99.5	66
	私立	16,205	16,418	101.3	327
	計	18,070	18,274	101.0	393
28	公立	1,805	1,797	99.5	0
	私立	17,759	17,649	99.3	0
	計	19,564	19,446	99.3	0
29	公立	1,805	1,815	100.5	0
	私立	18,161	18,515	101.9	0
	計	19,966	20,330	101.8	0
30	公立	1,805	1,764	97.7	0
	私立	18,656	19,012	101.9	0
	計	20,461	20,776	101.5	0
31	公立	1,805	1,765	97.7	0
	私立	18,881	19,595	103.7	6
		20,686	21,360	103.2	6

※入所率（%）＝入所児童数÷定員× 100　　※受託児童を含む　　※事業所内保育の従業員枠を除く

ウ　年齢別保育所等入所状況（２号、３号認定）（市外委託分除く）

（平 31.4.1 現在）

区分	保育所等数	定員	年齢別入所児童数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公立	19	1,805	88	234	314	358	375	396
私立	243	18,881	1,392	3,509	3,841	3,658	3,612	3,583
計	262	20,686	1,480	3,743	4,155	4,016	3,987	3,979

※受託児童を含む　　※事業所内保育の従業員枠を除く

エ　保育所等

公立

（平 31.4.1 現在）

施設名	2･3 号定員	職員数			所在地	施設名	2･3 号定員	職員数			所在地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 城東保育園	130	16	2	18	中央区九品寺 1 丁目 13-20	12 幸田保育園	90	8	2	10	南区良町 2 丁目 5-1
2 白山 〃	90	9	2	11	中央区白山 2 丁目 12-3	13 麻生田 〃	100	13	2	15	北区麻生田 4 丁目 10-23
3 本荘 〃	130	14	2	16	中央区本荘 6 丁目 16-24	14 菱形 〃	80	8	2	10	北区植木町上古閑 62-2
4 横手 〃	100	12	2	14	中央区横手 2 丁目 1-11	15 山本 〃	70	9	2	11	北区植木町清水 1067-3
5 京塚 〃	110	11	2	13	東区尾ノ上 3 丁目 13-26	16 田底 〃	90	9	2	11	北区植木町正清 508
6 健軍 〃	110	11	2	13	東区健軍 2 丁目 12-17	17 豊田 〃	120	11	2	13	北区植木町豊田 565
7 京町台 〃	100	12	2	14	西区池田 1 丁目 2-1	18 清水 〃	90	9	2	11	北区清水本町 13-7
8 池上 〃	90	10	2	12	西区池上町 1226-1	19 西里 〃	110	11	2	13	北区硯川町 1133
9 中島 〃	45	10	2	12	西区沖新町 675						
10 小島 〃	60	7	2	9	西区小島 7 丁目 6-7	計　19 カ所	1,805	200	38	238	
11 春日 〃	90	10	2	12	西区春日 3 丁目 11-1						

私立保育園

（平 31.4.1 現在）

	施　設　名	2･3 号定員	所　在　地		施　設　名	2･3 号定員	所　在　地
1	第二画図保育園	90	中央区出水 8 丁目 43-5	51	河内からたち保育園	40	西区河内町河内 2946
2	出水南保育園	90	中央区出水 6 丁目 15-21	52	白羊保育園	90	西区島崎 3 丁目 20-34
3	ひかり幼児園	110	中央区大江 2 丁目 3-2	53	美心幼愛園	70	西区中島町 560
4	黒髪乳児保育園	60	中央区黒髪 2 丁目 36-33	54	松尾保育園	70	西区西松尾町 4971
5	黒髪幼愛園	200	中央区黒髪 2 丁目 9-20	55	すぎのこ保育園	90	西区二本木 4 丁目 22-25
6	つばみ保育園	150	中央区国府本町 12-73	56	つくし保育園	70	西区花園 5 丁目 2-11
7	友愛会保育園	90	中央区壺川 2 丁目 1-57	57	螢光保育園	60	西区花園 6 丁目 8-34
8	ひまわり保育園	60	中央区新大江 1 丁目 7-39	58	明星保育園	110	南区出仲間 2 丁目 1 － 20
9	愛光幼児園	90	中央区新大江 2 丁目 10-25	59	海路口保育園	60	南区海路口町 617
10	熊本夜間保育園	45	中央区新市街 13-19	60	奥古閑保育園	45	南区奥古閑町 1562-2
11	マリア幼愛園	90	中央区水前寺 4 丁目 31-56	61	上ノ郷保育園	110	南区上ノ郷 1 丁目 10-5
12	水前寺保育園	80	中央区水前寺公園 20-5	62	川口保育園	60	南区川口町 1099-2
13	天使の園保育園	60	中央区渡鹿 1 丁目 17-52	63	なかよし保育園	100	南区幸田 2 丁目 1-80
14	藤崎台保育園	60	中央区古京町 3-5	64	熊本藤富保育園	90	南区護藤町 973
15	千草保育園	120	中央区平成 3 丁目 2-12	65	日吉保育園	120	南区十禅寺 2 丁目 9-1
16	双葉保育園	90	中央区本荘 2 丁目 3-15	66	和光保育園	150	南区城南町隈庄 736
17	みのり保育園	60	中央区本荘 3 丁目 6-19	67	城南慈光保育園	60	南区城南町坂野 2090-1
18	鳳鳴保育園	90	中央区世安町 393-2	68	城南ふたば保育園	70	南区城南町丹生宮 667
19	大光保育園	110	東区画図町所島 755-3	69	舞原保育園	120	南区城南町舞原 291-7
20	第二エンゼル保育園	120	東区榎町 3-10	70	くすのき保育園	130	南区城南町六田 475-2
21	Ai 保育園尾ノ上	120	東区尾ノ上 1 丁目 8-24	71	城南こばと保育園	60	南区城南町鰐瀬 223
22	やまびこ保育園	40	東区尾ノ上 2 丁目 25-18	72	飽田東保育園	90	南区砂原町 25
23	小山保育園	150	東区小山 2 丁目 24-20	73	銭塘保育園	80	南区銭塘町 976-2
24	よつば保育園	120	東区小山 5 丁目 27-40	74	旭保育園	180	南区近見 6 丁目 11-11
25	供合保育園	150	東区上南部 3 丁目 18-52	75	青いほしこども園	90	南区近見 7 丁目 12-33
26	ぎんなん保育園	90	東区京塚本町 65-31	76	雁回まこと保育園	130	南区富合町木原 1410-1
27	幼育学園幼光園	90	東区健軍 3 丁目 34-17	77	リリー保育園	45	南区並建町 839-1
28	せきれい保育園	90	東区健軍 5 丁目 1-11	78	畠口みのり保育園	70	南区畠口町 2137-2
29	熊本日の出保育園	120	東区桜木 3 丁目 15-5	79	中緑保育園	50	南区美登里町 454
30	愛育保育園	60	東区桜木 6 丁目 2-26	80	リズム幼育園	150	南区御幸笛田 3 丁目 12-1
31	画図保育園	90	東区下江津 2 丁目 2-1	81	御幸こばと保育園	120	南区御幸笛田 7 丁目 15-30
32	帯山保育園	120	東区月出 2 丁目 4-27	82	大和保育園	60	北区植木町大和 37-6
33	月出保育園	90	東区月出 6 丁目 3-5	83	田原児童園	80	北区植木町富応 1167
34	ひむき保育園	130	東区戸島 7 丁目 9-48	84	和幸保育園	60	北区植木町平野 323-2
35	ながみね保育園	120	東区長嶺東 5 丁目 1-17	85	梶尾保育園	120	北区梶尾町 288 番地 1
36	広福保育園	120	東区長嶺東 5 丁目 23-25	86	むつみ保育園	120	北区楠 1 丁目 15-16
37	木の実保育園	90	東区西原 2 丁目 20-14	87	きらら保育園	150	北区清水新地 2 丁目 8-1
38	光輪保育園	90	東区沼山津 4 丁目 8-29	88	まんごく保育園	120	北区清水万石 4 丁目 5-5
39	こまどり保育園	120	東区八反田 2 丁目 21-17	89	はけみや保育園	90	北区高平 3 丁目 35-28
40	さくらぎ保育園	90	東区花立 3 丁目 30-1	90	さつきヶ丘保育園	100	北区龍田 1 丁目 4-30
41	さくらんぼ保育園	130	東区広木町 29-35	91	北部中央保育園	120	北区西梶尾町 535-3
42	聖母幼愛園	90	東区南町 13-3	92	にれのき保育園	70	北区楡木 5 丁目 30-20
43	のぞみ保育園	100	東区若葉 2 丁目 12-1	93	あゆみ保育園	105	北区武蔵ヶ丘 1 丁目 4-32
44	カトレア保育園	90	東区若葉 6 丁目 13-52				
45	熊本すみれ保育園	90	西区池亀町 20-41				
46	報徳保育園	90	西区池田 2 丁目 49-15				
47	有明保育園	50	西区小島下町 4223				
48	じんあい乳児園	50	西区春日 4 丁目 30-11				
49	若葉幼愛園	70	西区上代 1 丁目 11-2				
50	たちばな保育園	75	西区河内町河内 2192				
					93	8,765	
					公私立　計 112 カ所	10,570	

私立認定こども園

（平 31.4.1 現在）

	施　　設　　名	類　型	1 号定員	2・3 号定員	合計定員	所　　在　　地
1	認定こども園 帯山のぎくこども園	幼保連携型	8	90	98	中央区帯山 4 丁目 55 － 17
2	きよめこども園	幼保連携型	15	105	120	中央区国府 2 丁目 6-24
3	大江こども園	幼保連携型	15	90	105	中央区大江 2 丁目 1-18
4	幼保連携型認定こども園 かっぱこどもえん	幼保連携型	15	190	205	中央区保田窪 1 丁目 2-101
5	出水幼稚園	幼稚園型	150	40	190	中央区国府 2-10-39
6	認定こども園　ルーテル学院幼稚園	幼保連携型	126	54	180	中央区黒髪 3 丁目 12-16
7	幼保連携型認定こども園 シオン	幼保連携型	10	120	130	中央区新町 4 丁目 7-35
8	認定こども園　神水幼稚園	幼保連携型	120	90	210	中央区神水 1 丁目 14-1
9	認定こども園 帯山幼稚園	幼稚園型	180	100	280	中央区帯山 4-42-16
10	認定こども園　東海大学付属かもめ幼稚園	幼保連携型	345	60	405	中央区帯山 7 丁目 13-41
11	幼保連携型認定こども園　九州学院みどり幼稚園	幼保連携型	50	66	116	中央区大江 5 丁目 3-36
12	第一幼稚園	幼保連携型	135	110	245	中央区坪井 4 丁目 20-22
13	寺原保育園	幼保連携型	15	80	95	中央区坪井 5 丁目 13-6
14	幼保連携型認定こども園 くほんじこども園	幼保連携型	15	160	175	中央区八王寺町 51-35
15	幼保連携型認定こども園　とうぶ	幼保連携型	120	39	159	東区花立 5 丁目 4-93
16	幼保連携型認定こども園　ことうだいに	幼保連携型	45	60	105	東区健軍 3 丁目 36-14
17	やまなみ	幼保連携型	15	240	255	東区戸島西 2 丁目 3 － 50
18	幼保連携型認定こども園　ことう	幼保連携型	45	60	105	東区湖東 1 丁目 12-26
19	やまばとこども園	幼保連携型	15	100	115	東区御領 2 丁目 12-20
20	なぎさこども園	幼保連携型	15	120	135	東区江津 1 丁目 7-25
21	認定こども園　エンゼル保育園	幼保連携型	15	120	135	東区佐土原 1 丁目 22-20
22	幼保連携型認定こども園ふわわ	幼保連携型	15	130	145	東区桜木 1 丁目 11-21
23	幼保連携型認定こども園 ひばり	幼保連携型	10	120	130	東区山ノ内 1 丁目 1-87
24	幼保連携型認定こども園　にしばる	幼保連携型	60	160	220	東区新南部 3 丁目 3-51
25	認定こども園　めぐみ幼稚園	幼保連携型	150	90	240	東区水源 2 丁目 2-1
26	木の葉こども園	幼保連携型	15	160	175	東区石原 2 丁目 5-31
27	つばめこども園	幼保連携型	15	180	195	東区長嶺南 7 丁目 7-15
28	幼保連携型認定こども園　くるみ幼稚園	幼保連携型	210	135	345	東区渡鹿 8 丁目 1-18
29	聖母幼稚園	幼保連携型	155	85	240	東区南町 13-7
30	幼保連携型認定こども園 誠櫻幼愛園	幼保連携型	9	121	130	西区春日 6 丁目 22-1
31	芳野保育園	幼保連携型	15	90	105	西区河内町岳 880
32	幼保連携型認定こども園　城山保育園	幼保連携型	15	180	195	西区上代 6 丁目 9-1
33	城山幼稚園	幼保連携型	75	90	165	西区城山大塘 1 丁目 21-1
34	幼保連携型認定こども園こずえ保育園	幼保連携型	15	170	185	西区新土河原 1 丁目 7-20
35	幼保連携型認定こども園 亀の子幼稚園	幼保連携型	120	45	165	西区谷尾崎町 415
36	幼保連携型認定こども園　西部音楽幼稚園	幼保連携型	150	60	210	西区中原町 686
37	かおるこども園	幼保連携型	15	90	105	西区中島町 2056-2
38	認定こども園 第一幼育園	幼保連携型	15	160	175	南区富合町新 256- 1
39	そよかぜこども園	幼保連携型	9	130	139	南区南高江 1 丁目 11-126
40	幼保連携型認定こども園 恵水幼稚園	幼保連携型	235	165	400	南区御幸笛田 3 -13-12
41	幼保連携型認定こども園力合さくら子ども園	幼保連携型	15	190	205	南区合志 3 丁目 6-26
42	ゆたか幼稚園	幼稚園型	74	70	144	南区今町 161 － 1
43	認定こども園 わかくさ幼稚園	幼稚園型	95	40	135	南区南高江 7-9-36
44	幼保連携型認定こども園こじか園	幼保連携型	15	90	105	南区南高江 7 丁目 9-30
45	仁愛幼育園	幼保連携型	15	275	290	南区薄場 1 丁目 14-10
46	幼保連携型認定こども園モロナイ保育園	幼保連携型	15	120	135	南区八分字町 618
47	田迎こども園	幼保連携型	15	90	105	南区良町 1 丁目 22-1
48	五丁こども園	幼保連携型	15	90	105	北区貢町 66 番地 1
49	高平幼稚園	幼保連携型	129	51	180	北区高平 2 丁目 20 － 32

施　　設　　名	類　型	1号定員	2・3号定員	合計定員	所　　在　　地
50　ほくぶ幼稚園	幼保連携型	75	126	201	北区鹿子木町 356
51　喜育こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町一木 43-2
52　蓮の実こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町滴水 41-1
53　山東こども園	幼保連携型	0	90	90	北区植木町有泉 829
54　幼保連携型認定こども園 城北幼稚園	幼保連携型	280	100	380	北区清水新地 2-8-2
55　第二幼稚園	幼保連携型	135	87	222	北区清水東町 10-45
56　武蔵ヶ丘こども園	幼保連携型	15	150	165	北区武蔵ヶ丘 5 丁目 15-8
57　たつだの森保育園	幼保連携型	8	132	140	北区龍田陳内 3 丁目 38-50
58　こぐまこども園	幼保連携型	15	220	235	北区四方寄町 39-1
59　力合幼稚園	幼稚園型	156	10	166	南区白藤 1 丁目 22 番 7 号
60　幼保連携型認定こども園　わらべ	幼保連携型	15	160	175	東区新南部 2 丁目 2-50
61　おぜきこども園	幼保連携型	10	90	100	東区下南部 2 丁目 2-123
62　幼保連携型認定こども園　城高保育園	幼保連携型	15	90	105	西区城山大塘 2 丁目 1-24
63　出仲間こども園	幼保連携型	15	170	185	南区出仲間 3 丁目 1-11
64　かわしりこども園	幼保連携型	9	90	99	南区川尻 5 丁目 4-24
65　済生会しらふじ子ども園	幼保連携型	15	160	175	南区白藤 3 丁目 2-70
66　清水ヶ丘こども園	幼保連携型	10	90	100	北区兎谷 1 丁目 3-82
67　幼保連携型認定こども園　たつだ保育園	幼保連携型	15	145	160	北区龍田弓削 2 丁目 7-100
68　幼保連携型認定こども園　ひでみ保育園	幼保連携型	15	285	300	北区鶴羽田 3 丁目 1-78
69　くすの実こども園	幼保連携型	10	120	130	北区楠 4 丁目 3-15
70　幼保連携型認定こども園第二桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	120	135	中央区世安町 567-3
71　幼保連携型認定こども園二岡保育園	幼保連携型	10	150	160	東区戸島 3 丁目 11-62
72　幼保連携型認定こども園本妙寺こども園	幼保連携型	15	130	145	西区花園 4 丁目 3-23
73　愛保育園	幼保連携型	15	90	105	南区近見 3-13-30
74　幼保連携型認定こども園　小木こども園	幼保連携型	15	120	135	南区城南町塚原 994-19
75　幼保連携型認定こども園　桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	110	125	北区植木町滴水 245-1
76　幼保連携型認定こども園　たから子ども園	幼保連携型	10	140	150	南区富合町小岩瀬 686
77　古町幼稚園	幼稚園型	25	72	97	西区二本木 4 丁目 4-13
私立　計 77 カ所		4,113	8,898	13,011	

地域型保育事業所

（平 31.4.1 現在）

	施　　設　　名	事業所種別	2・3 号定員	所　　在　　地
1	家庭的保育室　はぐくみ　こころ	家庭的保育事業	5	中央区帯山 4 丁目 24-23
2	家庭的保育室　はぐくみ　めばえ	家庭的保育事業	5	中央区帯山 4 丁目 27-14
3	世安・ひまわり保育園	小規模保育事業 A 型	19	中央区世安町 361-2
4	鶴屋保育園スマイリア	保育所型事業所内保育事業	40	中央区手取本町 6-1
5	わくわく家庭保育室　唐人町	家庭的保育事業	5	中央区上鍛冶屋町 8-2（湖東カレッジ唐人校内）
6	からしま保育舎　ぴーかーぶー	小規模保育事業 A 型	19	中央区辛島町 6-2　ペアレントビル 2F
7	つばさ保育園	小規模保育事業 A 型	19	中央区大江 1-11-10
8	立町・におうさん通り保育園	小規模保育事業 A 型	18	中央区坪井 4-1-1
9	とろく保育園	小規模保育事業 A 型	18	中央区渡鹿 5-7-6
10	とろく保育舎　ぴーかーぶー	小規模保育事業 A 型	18	中央区渡鹿 7-8-53
11	あーす保育園　保田窪	小規模保育事業 A 型	19	中央区保田窪 1 丁目 9-48 保田窪 1 丁目事務所 101 号室
12	保育所　きっず・ひろば	小規模保育事業 A 型	16	中央区本荘 6-4-1
13	ムジカ保育園	小規模保育事業 A 型	19	中央区本荘 6-7-18
14	ぱんだ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区健軍 3 丁目 50-20
15	わらべっ子保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区新南部 3 丁目 7-76-2
16	みんなの保育園ぱれっと	小規模保育事業 A 型	19	東区長嶺西 1 丁目 5-1 シュロアモール長嶺ハ棟 1 F
17	ながみね乳児保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区長嶺東 5 丁目 1-1
18	いなほこどもの家	小規模保育事業 A 型	11	東区八反田 2 丁目 17-24
19	西方ハロー保育園	小規模型事業所内保育事業 A 型	19	東区東本町 15-1
20	おーさぁ保育園 Co どぉーも	小規模保育事業 A 型	19	東区栄町 2-15
21	えづこスマイルキッズ	小規模型事業所内保育事業 A 型	12	東区画図町重富 568-2
22	成仁としま保育園	保育所型事業所内保育事業	35	東区戸島 2-3-15
23	だい 2 あすなろ	小規模保育事業 A 型	19	東区戸島西 5-5-27
24	あすなろ	小規模保育事業 A 型	19	東区戸島西 5 丁目 5-18
25	第 2 さくら園	小規模保育事業 A 型	19	東区戸島西 6-2-72
26	みらいとしま保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区戸島本町 8-8
27	ぐるんぱ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区湖東 2-6-14
28	ことりの家保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区御領 2-14-46
29	やまなみこども園　ころぼっくる	小規模保育事業 A 型	19	東区秋津 2-6-41
30	おやまひよこ保育園 1 号館	小規模保育事業 A 型	19	熊本市東区小山 2 丁目 1-25
31	小規模保育所　ふわにっこ	小規模保育事業 A 型	19	東区昭和町 6-9
32	みんなの保育園　くれよん	小規模保育事業 A 型	19	東区長嶺西 1-5-1
33	長嶺かるがも保育園	小規模保育事業 A 型	18	東区長嶺西 1 丁目 6-88　ザ・クレイン 106
34	広福乳児園	小規模保育事業 A 型	19	東区長嶺東 5-23-1
35	きらきら保育園	小規模保育事業 A 型	12	東区長嶺東 6 丁目 8-34
36	保育室ちょうちょ　くるみの森	小規模型事業所内保育事業 A 型	19	東区渡鹿 8 丁目 1-70
37	えがお保育園	保育所型事業所内保育事業	40	東区東町 4 丁目 10-1
38	秋津めばえ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区東野 4-11-11
39	わくわく家庭保育室　八反田	家庭的保育事業	5	東区八反田 2 丁目 1-75
40	ニチイキッズおのうえ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区尾ノ上 3-6-2-102
41	夢ママ保育園	小規模保育事業 A 型	16	東区尾ノ上 4-20-1-2
42	白坪・ひまわり保育園	小規模保育事業 A 型	19	西区田崎 1-5-115
43	古町げんきの森保育園	小規模保育事業 A 型	18	西区二本木 2-7-20
44	第二平成さくら保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区江越 1 丁目 2-10
45	みいな保育園	小規模保育事業 A 型	12	南区江越 1 丁目 8-20
46	にじいろ保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区近見 2-16-6
47	かみのごう保育園プチ	小規模保育事業 A 型	19	南区近見 2-2-1
48	とことこ保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区近見 6-19-11

施　　設　　名	事業所種別	2・3号定員	所　　在　　地
49　平成さくら保育園	小規模保育事業Ａ型	19	南区江越１丁目 17-12　フローラル江越 103
50　けやき通り　みそら保育園	小規模保育事業Ａ型	19	南区出仲間 1-3-1
51　みらい保育園	小規模保育事業Ａ型	19	南区城南町下宮地 429-1
52　ニチイキッズ熊本すぎかみ保育園	小規模保育事業Ａ型	19	南区城南町今吉野 618
53　ハッピー保育園	小規模保育事業Ａ型	19	南区田迎６丁目 11-1
54　力合・ひまわり保育園	小規模保育事業Ａ型	19	南区刈草３丁目 2-40S ビル１Ｆ
55　ことな保育園	小規模保育事業Ａ型	19	南区富合町清藤 383-1
56　あーす保育園力合西	小規模保育事業Ａ型	19	南区野口 3-19-46
57　麻生田げんきの森保育園	小規模保育事業Ａ型	19	北区麻生田１丁目 2-2
58　太陽の子保育園	小規模保育事業Ａ型	19	北区麻生田４丁目 2-60
59　なないろ森の保育園	保育所型事業所内保育事業	25	北区山室 6-9-1
60　小さな森の保育園	小規模保育事業Ａ型	19	北区四方寄町 650-4
61　陽だまり保育園 武蔵ヶ丘園	小規模型事業所内保育事業Ａ型	19	北区武蔵ヶ丘１丁目 8-15　エクセルハイム 1-B
62　保育園さくらチャイルド	小規模保育事業Ａ型	15	北区武蔵ヶ丘 5-29-1
63　陽だまり保育園　光の森園	小規模型事業所内保育事業Ａ型	19	北区武蔵ヶ丘 7-2-6
64　つばさ東保育園	小規模保育事業Ａ型	19	東区新南部５丁目 4-38
65　メイプル保育園	小規模保育事業Ａ型	19	南区日吉２丁目 1423-4
66　ニチイキッズうえき保育園	小規模保育事業Ａ型	19	北区植木町滴水 444　植木まるみビル１階
67　ドレミ保育園	小規模保育事業Ａ型	19	東区秋津３丁目 14-48
68　桜木めばえ保育園	小規模保育事業Ａ型	19	東区桜木５丁目９番 -111
69　つっぴー	小規模保育事業Ａ型	19	東区長嶺南７丁目 7-20
70　ブルービーの森	小規模保育事業Ａ型	19	南区田迎６丁目 6-40
71　チャイルドアカデミーつばみ	小規模保育事業Ａ型	19	中央区京町２丁目８－６
72　おやまひよこ保育園２号館	小規模保育事業Ａ型	19	熊本市東区小山２丁目 1-25
73　おやまひよこ保育園３号館	小規模保育事業Ａ型	19	熊本市東区小山２丁目 1-25
私立　計 73 カ所		1,351	

オ　助成

助成金支出状況（平成３１年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	１１２,２００千円
熊本市保育園連盟助成金	６,０７２千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	１９,５００千円
産休等代替職員費補助金	５,３００千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	１２７,４００千円
認可外保育施設補助金	１６,３００千円

カ　認定こども園等の教育標準時間認定（１号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（平 31.4.1 現在）

階　層　区　分			1 号認定保育料
①	生活保護世帯		0 円
②	市民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）		3,000 円
③	市民税所得割課税額	24,300 円未満	7,400 円
④	24,300 円以上	48,600 円未満	9,300 円
⑤	48,600 円以上	77,101 円未満	10,100 円
⑥	77,101 円以上	211,201 円未満	20,500 円
⑦	211,201 円以上		25,700 円

キ　保育所・認定こども園等の保育認定（２号・３号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（平 31.4.1 現在）

階　層　区　分			3 号認定（3 歳未満）		2 号認定（3 歳以上）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
②	市民税非課税世帯		4,000 円	4,000 円	3,000 円	3,000 円
③ -1	市民税所得割課税	24,300 円未満	10,000 円	9,900 円	7,500 円	7,400 円
③ -2	24,300 円以上	48,600 円未満	12,000 円	11,800 円	9,500 円	9,300 円
④ -1	48,600 円以上	65,000 円未満	16,000 円	15,700 円	12,000 円	11,800 円
④ -2	65,000 円以上	81,000 円未満	22,500 円	22,100 円	20,000 円	19,700 円
④ -3	81,000 円以上	97,000 円未満	27,500 円	27,100 円	24,500 円	24,100 円
⑤ -1	97,000 円以上	121,000 円未満	33,000 円	32,500 円	28,000 円	27,500 円
⑤ -2	121,000 円以上	145,000 円未満	34,500 円	34,000 円	28,500 円	28,000 円
⑤ -3	145,000 円以上	169,000 円未満	38,000 円	37,400 円	29,000 円	28,500 円
⑥ -1	169,000 円以上	213,000 円未満	45,000 円	44,300 円	29,500 円	29,000 円
⑥ -2	213,000 円以上	257,000 円未満	47,000 円	46,200 円	30,500 円	30,000 円
⑥ -3	257,000 円以上	301,000 円未満	50,000 円	49,200 円	31,000 円	30,500 円
⑦ -1	301,000 円以上	349,000 円未満	53,000 円	52,200 円	32,000 円	31,400 円
⑦ -2	349,000 円以上	397,000 円未満	55,000 円	54,100 円	32,500 円	31,900 円
⑧	397,000 円以上		58,000 円	57,000 円	33,000 円	32,400 円

（２１）市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア　幼稚園

公　立

（平 31.4.1 現在）

施　設　名	定員	所　在　地
市立　一新	176	中央区新町 1 丁目 10-38
〃　碩台	90	中央区南千反畑町 15-23
〃　向山	125	中央区本山 4 丁目 5-2
〃　川尻	90	南区川尻 4 丁目 1-70
〃　隈庄	180	南区城南町宮地 1009 番地
〃　楠	125	北区楠 3 丁目 6-1
計 6 ケ所	786	
国立大学法人 熊本大学教育学部附属	130	中央区城東町 5-9

私　立

（平 31.4.1 現在）

施　設　名	定員	所　在　地
YMCA 水前寺	130	中央区出水 3 丁目 12-1
画図	240	中央区出水 8 丁目 7-40
YMCA 熊本五福	75	中央区魚屋町 1 丁目 1-9
熊本学園大学付属 敬愛	140	中央区大江 2 丁目 1-61
熊本信愛女学院	250	中央区上林町 2-20
王栄	170	中央区九品寺 2 丁目 2-44
マリア	200	中央区水前寺 4 丁目 31-56
九州音楽	180	中央区水前寺公園 23-21
白山	180	中央区菅原町 6-11
坪井	80	中央区内坪井町 4-19
ときわ	315	中央区本荘町 689
九州音楽京塚	410	東区尾ノ上 1 丁目 47-9
第２さくら体育	350	東区戸島西 7 丁目 1-12
さくら	350	東区長嶺南 1 丁目 4-80
ちぐさ	120	西区池上町 133-3
暁	75	西区島崎 5 丁目 47-41
熊本聖母愛児	90	西区島崎 6 丁目 1-18
花陵	180	西区田崎 3 丁目 1-52
熊本音楽	280	南区出仲間 6 丁目 14-40
ルンビニー	150	南区近見 2 丁目 7-2
植木中央	340	北区植木町舞尾 544-2
大窪	120	北区大窪 3 丁目 2-25
立田	240	北区龍田 6 丁目 12-1
武蔵ケ丘	330	北区武蔵ヶ丘 5 丁目 9-16
計 24 ケ所		

イ　幼稚園就園奨励費

私立幼稚園（20 園）

（平成 30 年決算）

補助条件			区分	補助限度額（円）	対象人数（人）	補助実施額（円）	対象率（%）
通常世帯	Ⅰ	生活保護世帯	第 1 子	308,000	1	264,000	0.0
			第 2 子	308,000	2	516,000	0.1
			第 3 子以降	308,000	2	480,000	0.1
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第 1 子	272,000	80	19,488,700	2.7
			第 2 子	308,000	72	17,606,300	2.4
			第 3 子以降	308,000	61	15,442,600	2.0
	Ⅲ	市町村民税所得割額が 34,500 円に（1）（2）の合計を加えた額以下となる世帯 （1）16 歳未満の扶養親族数× 21,300 円 （2）16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数× 11,100 円	第 1 子	187,200	139	25,228,200	4.6
			第 2 子	247,000	120	27,608,700	4.0
			第 3 子以降	308,000	56	13,932,000	1.9
	Ⅳ	市町村民税所得割額が 171,600 円に（1）（2）の合計を加えた額以下となる世帯 （1）16 歳未満の扶養親族数× 19,800 円 （2）16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数× 7,200 円	第 1 子	62,200	781	45,659,600	25.9
			第 2 子	185,000	460	81,157,500	15.3
			第 3 子以降	308,000	220	56,792,100	7.3
	Ⅴ	上記区分以外の世帯	第 1 子	—	—	—	—
			第 2 子	154,000	362	52,868,400	12.0
			第 3 子以降	308,000	41	9,947,700	1.4
ひとり親世帯等	Ⅰ	生活保護世帯	第 1 子	308,000	0	0	0
			第 2 子	308,000	0	0	0
			第 3 子以降	308,000	0	0	0
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第 1 子	308,000	29	7,147,700	1.0
			第 2 子	308,000	13	3,394,000	0.4
			第 3 子以降	308,000	11	2,725,700	0.4
	Ⅲ	市町村民税所得割額が 34,500 円に（1）（2）の合計を加えた額以下となる世帯 （1）16 歳未満の扶養親族数× 21,300 円 （2）16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数× 11,100 円	第 1 子	272,000	6	1,470,000	0.2
			第 2 子	308,000	7	1,908,400	0.2
			第 3 子以降	308,000	1	264,000	0.0
	Ⅳ	市町村民税所得割額が 171,600 円に（1）（2）の合計を加えた額以下となる世帯 （1）16 歳未満の扶養親族数× 19,800 円 （2）16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数× 7,200 円	第 1 子	62,200	12	725,700	0.4
			第 2 子	185,000	1	185,000	0.0
			第 3 子以降	308,000	2	456,000	0.1
	Ⅴ	上記区分以外の世帯	第 1 子	—	—	—	—
			第 2 子	154,000	2	308,000	0.1
			第 3 子以降	308,000	0	0	0.0
合計			園児数（全体） 3,013 人		2,481	385,576,300	82.3

ウ　私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年度	26	27	28	29	30
決算額（千円）	47,665	31,679	24,434	18,912	15,334

7　生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

（1）環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

ア　営業施設の監視指導状況

（平成 30 年度）

	業　種	施設数	監視数	監視率（%）
営業六法	理容所	661	191	28.9%
	美容所	1,545	426	27.6%
	クリーニング所	466	119	25.6%
	旅館	236	31	13.1%
	興行場	35	5	14.3%
	公衆浴場	213	62	29.1%
	計	3,156	834	26.4%
その他一般環境衛生	温泉	124	14	11.3%
	化製場等	1	1	100.0%
	墓地	1,529	31	2.0%
	納骨堂	281	10	3.6%
	火葬場	2	-	-
	ビル管理法による特定建築物	266	37	13.9%
	ビル管理法による登録営業	152	29	19.1%
	遊泳場	33	18	54.6%

イ　熊本市ホテル等建築審査会

平成元年４月１日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目　　的　　ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。
委員構成　　１０人以内
　　市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員
任　　期　　２年

（2）生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成 24 年 3 月 31 日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所総務企画課が生活衛生課と連携して対応している。

ア　住まいの衛生相談状況

区分＼年度	26	27	28	29	30
相談件数（件）	429	318	346	427	326
（うち、住まいの健康快適度診断実施数）	7	11	24	4	9

イ　出前教室実施状況

区分＼年度	26	27	28	29	30
出前教室実施件数（件）	6	7	3	11	13
延参加人数（人）	192	127	73	243	256

ウ　生活衛生推進員セミナー開催状況

区分＼年度	26	27	28	29	30
生活衛生推進員の登録人数（人）	46	27	31	113	78
セミナー開催数（回）	5	4	0	0	0

エ　害虫等駆除状況

①　公共施設・道路・公園等の相談（苦情）については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。

②　民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介（電話帳で本人が選択する）をしている。

③　近隣の住民からの相談（苦情）については、民有地・民有家屋の所有者に駆除等を依頼している。

④　地域団体（自治会・PTA 等）からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】通学路のコガタスズメバチの巣が危険で緊急性があると判断し駆除したのが、平成２６年度２件、平成２７年度０件、平成２８年度１件、平成２９年度２件、平成３０年度０件であった。また、平成３０年度には、市内で２例目となるセアカゴケグモが発見されたため、発見箇所において、生息調査等（駆除：成体２３匹、卵のう６３個含む。）を実施し、咬傷被害予防のための注意喚起を行った。

オ　除草指導

苦情処理状況

年度	相談を受付けた雑草地（件数）	草刈り完了実績（件数）
平成 26 年度	335	255
平成 27 年度	286	212
平成 28 年度	259	144
平成 29 年度	355	271
平成 30 年度	355	251

（3）動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成２４年６月１日施行）」に基づき、犬の登録、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、ノラ猫対策としての地域ねこ活動を展開している。平成 21 年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおし「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。

ア　施　設

名　　称　　熊本市動物愛護センター

所　在　地　　東区小山２丁目１１－１

主な設備　　管理棟、収容施設棟、愛護棟、倉庫、収納庫、動物愛護園、休憩所、焼却炉

イ　犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分／年度	登録総数	予防接種	捕獲保護	不要犬引取り	計	返還	譲渡	処分死亡	計	咬傷事故
26	37,944	24,183	366	6	372	222	151	20	393	30
27	34,599	23,613	361	18	379	212	129	22	363	16
28	34,352	20,358	356	13	369	248	139	10	397	31
29	34,367	21,369	297	23	320	177	90	27	294	31
30	32,108	21,161	208	14	222	130	76	31	237	14

（4）食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。令和元年度（2019 年度）までの熊本地震からの復旧・復興のための業務見直しに伴い、監視体制はポイントを絞り、効率的・効果的に実施することとしている。そこで、平成 30 年度も健康危害発生リスクの高い大規模製造施設や生食用の食肉や生鮮魚介等を取り扱う施設に対して重点的に監視指導を行った。また、市民の食の安全性に関する不安や不信を払拭するため、出前講座や体験型講座を開催しリスクコミュニケーションの充実を図っている。

ア　食品衛生

①　営業施設等の監視指導状況（平成 18 年度から監視ポイント制へ移行）

（平成 30 年度）

法　許可施設数		条例　許可施設		合　計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標ポイント	監視ポイント	達成率（%）
13,596	7,863	1,621	2,090	15,217	17,630	18,476	104.8

②　衛生教育、研修会等の実施状況

（平成 30 年度）

区　分	衛　生　教　育						研修会・講演会			合　計
	営　業　者				その他	市民	特定給食施設等向け研修会	食中毒予防講演会	HACCP普及啓発研修会	
	許可施設	給食施設関係者	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者実務講習会						
件　数	73	19	6	2	19	62	2	1	6	190
参加人数	2,584	939	1,106	83	668	2,994	224	51	232	8,881

③　健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

区　分／年　度	立入り施設数	集　団　指　導	
		件　数	延べ人数
26	110	4	293
27	114	3	323
28	45	2	187
29	73	2	222
30	80	2	224

イ　熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和 47 年 10 月から、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所　在　地　　西区田崎町 380 番地　市場会館３階

検 査 状 況　　※（　）は違反品数を再掲

年度	施設数	食品の検査数					
		国産品		輸入品		合計	
26	249	171	(1)	14	(0)	185	(1)
27	249	132	(2)	24	(1)	156	(3)
28	255	71	(0)	20	(0)	91	(0)
29	243	113	(0)	0	(0)	113	(0)
30	241	84	(1)	13	(0)	97	(1)

※（　）は違反品数を再掲

（5）火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア　施　設

・熊本市斎場

所　在　地　　東区戸島町７９６番地

火葬棟の機能　　①告別室（４室）②炉前ホール ③火葬炉１５基（３基増設スペースを確保)、汚物炉１基
④収骨室（４室）⑤中央監視室 ⑥事務室

・熊本市植木火葬場

所　在　地　　北区植木町滴水６２８番地１

火　葬　炉　　２基

イ　利用状況

①　火　葬

（単位　件）

区分＼年度		26	27	28	29	30
大人	市内	6,264	6,406	6,748	6,552	6,750
	市外	401	411	516	417	403
小人	市内	11	22	15	24	25
	市外	0	2	1	1	1
死産児	市内	171	153	161	151	145
	市外	47	44	39	41	33
改葬人骨	市内	48	61	154	102	89
	市外	4	15	13	28	33
その他	市内	472	469	394	541	415
	市外	62	76	72	54	57
小計	市内	6,966	7,111	7,472	7,370	7,424
	市外	514	548	641	541	527
合計		7,480	7,659	8,113	7,911	7,951

②熊本市斎場待合室及び式場

（単位　件）

区分＼年度		26	27	28	29	30
待合室	市内	961	1,049	1,221	1,265	1,399
	市外	54	68	90	75	90
通夜	市内	12	11	0	5	5
	市外	0	0	0	1	0
告別式	市内	21	31	1	19	18
	市外	2	1	1	2	1
通夜及び告別式	市内	63	74	4	38	32
	市外	7	8	2	1	6
小計	市内	1,057	1,165	1,226	1,327	1,454
	市外	63	77	93	79	97
合計		1,120	1,242	1,319	1,406	1,551

ウ　火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限る）

区分	種別	単位	使用料	
			市内（円）	市外（円）
火葬場	大人（12歳以上）	1体	6,000	36,000
	小人（12歳未満）	1体	4,000	24,000
	死産児	1体	2,000	12,000
	改葬による人骨	1体	2,000	12,000
	その他（産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部）	1個（10キログラムを限度とする。）	1,000	6,000
待合室		1回（2時間以内）		4,000
式場	通夜	1回（午後4時から翌日の午前9時まで）	5,000	30,000
	告別式	1回（午前9時から午後3時まで）	5,000	30,000
	通夜及び告別式	1回（午後4時から翌日の午後3時まで）	10,000	60,000

（6）市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成１４年度からの墓域拡張整備を平成２５年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂（納骨堂）を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア　墓地貸付状況

（貸付累計）

墓地名	総面積（㎡）	平成28年度までの貸付状況		平成29年度までの貸付状況		平成30年度までの貸付状況	
		件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
花園墓地	28,057	1,876	12,457	1,869	12,414	1,862	12,354
小峯墓地	28,617	1,855	11,278	1,841	11,182	1,829	11,092
立田山墓地	37,929	1,505	10,131	1,499	10,083	1,493	10,044
城山墓園	54,747	1,142	7,108	1,136	7,070	1,131	7,036
清水墓園	20,897	1,508	8,564	1,505	8,540	1,498	8,506
桃尾墓園	268,765	8,962	44,108	9,071	44,653	9,143	45,013
浦山墓園	26,407	1,220	7,818	1,216	7,788	1,210	7,736
計	465,419	18,068	101,464	18,137	101,730	18,166	101,781

イ　桃尾霊堂

所　在　地　東区戸島町　桃尾墓園内

施設概要　本　体

納骨堂　家族納骨壇　３３６壇、短期納骨壇　１，２００壇

管理棟

（事務所、休憩所、トイレ）

舎利塔

ウ　使用料

（平 14.4.1 施行）

墓地	種別	使用料
桃尾墓園	芝生墓地	１区画　600,000 円
	一般墓地	１平方メートルにつき　120,000 円
その他の墓地	一般墓地	１平方メートルにつき　80,000 円

桃尾霊堂	期間	使用料
家族納骨壇	10 年	200,000 円
短期納骨壇	１年	5,000 円

（7）健康危機管理（医療政策課）

平成１３年４月１日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実施内容

・連絡会議　庁内外の関係機関３２部署からの３３委員で構成され、年１回の開催

・幹事会　庁内１１関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催

・訓　練　健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年１回実施

・研　修　関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内

・その他　関係会議参加等